

原子力発電所等に関する特別委員会会議日程
平成25年9月20日 定例議会閉会後
富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午後1時00分

出席委員(13名)

委員長	渡辺英博君	副委員長	安藤正純君
1番	堀本典明君	2番	早川恒久君
3番	遠藤一善君	4番	宇佐神幸一君
5番	渡辺光夫君	6番	山本育男君
7番	高野泰君	8番	黒沢英男君
9番	高橋実君	10番	渡辺三男君
11番	三瓶一郎君		

欠席委員(なし)

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
会計管理者	遠藤博美君
参事兼総務課長	滝沢一美君
企画課長	横須賀幸一君
参事兼税務課長	阿久津守雄君
健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	伏見克彦君
参事生活環境課長兼	緑川富男君
産業振興課長 (併任)農業委員会事務局長	三瓶保重君
参事復興推進課長	高野善男君
参事兼復旧課長	郡山泰明君
教育総務課長	林志信君
いわき支所長	林修君

参事官	松本	哲朗	君
大玉出張所長			
生活支援課長	斎藤	真一	君
総務課主幹	菅野	利行	君
兼課長補佐			
生活環境課主幹	渡辺	弘道	君
兼課長補佐			

職務のための出席者

議長	塚野	芳美	
事務局長	佐藤	臣克	
事務局庶務係長	原田	徳仁	

説明のため出席したもの

【環境省】

大臣官房審議官	平岡	英治	君
環境総合政策局企画官	元永	秀君	
廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長	山本	昌宏	君

【福島環境再生事務所】

本部長	高橋	康夫	君
県中・県南支所長	黒澤		純君
放射能汚染廃棄物対策課 課長補佐	近藤	慎吾	君
放射能汚染対策課専門官	若松	佳紀	君
県中・県南支所	武藤	範雄	君

【復興庁】

参事官	坂井	和也	君
福島復興局次長	高橋	直人	君

付議事件

1. 東京電力（株）福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の今後の方向性について
2. 除染実施区域の除染計画及び仮置場等について

3. その他

開会 (午後 1時02分)

○開会の宣告

○委員長（渡辺英博君） それでは、定刻になりましたので、ただいまより原子力発電所に関する特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は13名、全員であります。説明のための出席者は、町長、総務課長、生活環境課長ほか各課長等であります。職務のための出席者は、議長、議会事務局長、同庶務係長であります。

お諮りいたします。本日の委員会は公開にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 異議なしと認め、公開にすることに決します。

それでは、本委員会に町長が出席しておりますので、町長よりご挨拶をいただきます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 午前に引き続きの特別委員会、まことにご苦労さまでございます。

今回の特別委員会、前回行われました除染実施区域の除染計画及び仮置き場について、きょう環境省のほうから平岡大臣官房審議官以下おいでになっておりますので、前回保留になりました案件等、いろいろな問題がありますので、ご審議方よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入る前に、前回の委員会について、2番、早川恒久君より撤回の申し出が出ておりますので、これを許可します。

2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 前回の開催された委員会におきまして、我不適切な言葉を発したことに対して撤回をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） それでは、早速……

〔「議事進行」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 10番。

○10番（渡辺三男君） 前回の委員会で不適切なことがあってということだが、どういうことなのかきちっと説明してもらわないとわからない。というのは、前回多分私の質問とのやりとりの中での言葉だと私は認識しているのですが、このことによっていろいろ懲罰委員会だとかどうだこうだなんていう動きがあったみたいで、私から言わせれば圧力なのだが、本来であれば皆さんのが言いたいことを代弁して言った言葉だと私は理解しているのですよ、我々が質問して、今来たばかりだからわからないなんていう言葉が返ってくるなら、そもそも会議なんかやっている必要ないのです。その席で出した言葉ですから、皆さんにとっては、私もそうですけれども、すっきりした言葉ではないかなと私は思うのです。本来であれば、問われるべきは、相手方のほうであって、我々議員仲間ではないと思う

のです。そういう状況の中で、こういうふうな状況が生まれたのはどういうことか、まず説明してください。

○委員長（渡辺英博君） 今回のことにつきましては、あくまで本人の申し出でございますので、本人の意思を尊重して発言を許可しましたけれども、皆さんのご了解をいただければ、この件今の発言に対して了解したいのですが、皆さん、いかがですか。

10番。

○10番（渡辺三男君） 本人の本当の意志であれば、あのときの席上で今のような話にならなければならぬのですよ。それ9月10日の話ですから、10日からきょうは20日ですよね、10日間も過ぎた中でこういう話が出てくるという自体がおかしいのですよ。私はそう認識しています。今まで、会議の席暴言を吐いたということで、取り消しを私も1回受けました。それは、議場の場で、私が発言したのは「でたらめ」という言葉、日本語にある言葉なのですけれども、ただ皆さんに迷惑かけたくないから、私はその場ではおりました。ただ、議員をやり玉に上げるのはおかしいでしょうと。今まで何回も暴言なんかは出てきていますよ、私の記憶にある限り何回もあります。ただ、味方議員、敵議員という関係あったのだからどうかわからないですけれども、取り消しもされないで暴言吐いてきた経緯はありますよ、私も聞いていますよ。

今回の背景からいいたら、そんなに公式な会議の場で取り消さなくてはならないような問題なのでしょうかと、私はそれを問いたいのです。背景を考えたら、私だってあの席でああいう言葉出なかつたら胸元つかんでぶん投げてやりたいくらいでした。国の機関が来て、我々と公式の会議を開いていて、かわったばっかりだからわからないなんて挨拶するのなら、最初から来ることないでしょう。逆に言うと、あの場で委員長のほうから環境省さんほうに、私は厳重注意が必要ではなかったのかなと思います。その辺のやりとり全て、私は理解できないのです。何での会議でこういうふうに進まなかつたのだと、あの会議で納得して、悪い言葉だったから、なじまない言葉だったから取り消しますというのであれば、私は了解しますよ。私は納得いかないですよ、誰からこういう申し入れがあったのかと。

○委員長（渡辺英博君） 2通りの部分に分かれると思うのですが、同じ意見ですけれども、今後今回のことも含めて、そういう場合には即、対処していきますので、あともう一点は、担当者がかわったからわからないという意見、確かに私も聞きましたので、その点につきましては本人に対して厳重に私のほうから申し入れますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

10番。

○10番（渡辺三男君） 私は、それだけでいいと思うのです、それだけで。それが順序が全て逆になっているから、私異議申し立てるだけで。あの会議の席でこういうことが順調に進んでいくって、その場で、暴言、悪い言葉遣いをしたと、取り消しますなら私は納得いくのです。10日間、何の10日間だったのかというと、私は理解できないのです。いろいろ圧力と言ったらおかしいですけれども、懲罰

委員会の懲罰動議出すとかどうのこうのという言葉もあったやに聞いております。今せっかく富岡町のためにこうして頑張ろうとして、血気盛んな若い人たちがちょっと滑った言葉にみんなで食いついて、やるという体質が私は理解できないのですよ。こんな通ったら、富岡町議会おかしいですよ。

○委員長（渡辺英博君） 同じことになりますが、一つは、とにかく本人の意思を尊重したい。あと一つは、今後環境省の役人も含めて、その場で速やかに、不適切な発言があった場合は、訂正を私のほうから申し入れます。そういうことでご理解よろしくお願ひします。

皆さん、この辺でよろしいですか。

○10番（渡辺三男君） 私は反対しますからね。賛否とってください。

○副委員長（安藤正純君） 10番委員、ちょっとあのとき急にかかりまして、私副委員長という立場だったものですから、本部長と本人の若い発言した人のところに行きました、一応そういう前任者のことだからわからないと、そういう発言するのであれば、人事異動しないで、こういった問題が解決するまでずっと同じ人間が担当してほしいと、そういうような申し入れはしました。ただ、今委員長のほうから、私が言ったのは正式ではないから、きっちりした形で公言申し入れると、そういったことで、あの場面でも言われましたということで、ちょっとご理解ください。

○委員長（渡辺英博君） それでは、お諮りいたします。

今の件につきましては、本人の意思を尊重して発言されたと。あと一点は、速やかにそういう発言が出た場合には、復興庁なり、環境省なり、国の役人に申し入れをするということで、皆さん、この辺でご了解をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」「反対」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） それでは、賛成多数ですので、早速付議事件に入りたいと思います。

〔「何で賛成多数なのか、声でわかるのか」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） それでは、ただいまの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長（渡辺英博君） 賛成多数。

それでは、今の早川委員から申し入れのありますて発言したとおりで決定いたしました。

それでは、直ちに付議事件に入ります。

1、東京電力（株）福島第一及び第二原子力発電所の今後の方向性についてを議題といたします。

この件につきましては、議長会の方向性も含めて、その結果を議長より説明を求めます。

議長。

○議長（塚野芳美君） 正式な会議ですので、議長会ではなくて所在町協議会、ご存じのとおり原子力発電所の所在している4町の町長、それから議長が集まっている組織ですけれども、その場で今後の県とか国への、場合によっては東電も含みますけれども、要望活動の中で、福島県にある原子力発電所の全基廃炉を要望項目の中に1点加えたいということが求められているわけです。それでいて、

ほとんどの町長、それから議長は、その方向性で全く異論はないということであったのですけれども、ひとつタイミング的にちょっと微妙な時期で、樋葉さんが改選がありまして、新しい議員が入ってこられたということと、それに伴って議長もかわってくるということで、十分な質疑がされていなかつたので理解が不十分であるということで、前回の委員会で私がお願い申し上げました要望、それに関連した意見書の取り扱い、12月の議会でやるか、9月の議会でやるか、その点を委任してほしいということで委任していただきました。結果、それも協議会の中で議長だけ集まって、その辺の調整をしましたけれども、樋葉町さんのはうがどうしても時間をかしてほしいということになっていましたので、12月ということで、9月の議会には間に合わないと、意見書の議決が。ということで、12月に4町が足並みをそろえてやりたいと。これは、町長の考えは別ですよ。ただ、前の連絡協議会のときに、4人の町長どなたも基本的には賛成だということでしたから、恐らくそのままなのかなと思うのですけれども、そんなわけでくどくなりますけれども、議長としては、議会から一任されているわけではないので、自分の議会に持ち帰って、それで議会の意思を決定してからということになっていました。結果、それが12月に持っていきたいと。

ただ、一つ微妙なのは、これから恐らく会議があるのかないのか、まだ協議会のほうから連絡ないのですけれども、きのう安倍総理大臣が5、6号は廃炉ということを言ってしまったので、それが協議会としてどう扱いするのかというのは、ちょっと私がここでどうのこうのと全く触れるというか、判断なんかも当然できないことありますて、ですから原則的には12月に、その要望書の中の1項目に全基廃炉ということを入れたい、そのための議決をしたい。それは今回の委員会、それから12月の委員会でもまだ間に合いますので、特別委員会ですから、委員の方に議論を深めていただいて、12月に議決をしたいということで、ただし、今申し上げましたように、あの総理大臣の発言によりまして、もしかしたら状況が変わるかもしれませんので、その辺もお含みおいていただいて、委員会の中で各委員の考え方を委員長のほうでまとめていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（渡辺英博君） それでは、説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

議員の皆さんのご意見をお願いします。ご意見ございませんか。

これは、大変重要な案件でございますので、各委員自分の考えを述べていただきたいと思います。よろしくお願いします。ご意見ございませんか。

8番、黒沢英男君。

○8番（黒沢英男君） きのうの安倍総理大臣の現地視察についてのコメントを聞いていますと第一原子力発電所の今後については、廃止というふうな、廃炉という方針が出されましたけれども、第二原発に関しては、一言も触れていないという、私は当然なのかなと。電気の需要と供給面からしても、また反面、雇用の面においても、今までこの富岡町というのは昭和37、8年当時から見ても、相当な恩恵を雇用の面においても、経済面においても恩恵を受けていた地域なのです。当時は、チベット地域と言われたこの地域が5万6,000余の人口を有して、本日まできました。当然ながら、私思うには、

国において担保すべきもの、例えば代替エネルギー基地とか、再生エネルギーとか、いろんな経済力及び雇用の面でしっかりとした担保をとっていただかない限りは、根底には廃炉という考え方も、皆さん誰しも思っている、思っていますが、現在のこの時点においてはですね、やはりその辺を勘案して、もうちょっと國の方針というか、その辺を見ながら時間をかけて議論していただきたいと、私の考え方はそういう考えです。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

そのほかございませんか。11番、三瓶一郎君。

○11番（三瓶一郎君） やっぱり私も、非常にきのうの安倍総理の発言は、全く現場を十二分に認識していない、彼の言ったことは、オリンピック招致に携わる一環として、日本は安全ですよということで、必要の中で各国から質問が出たのは、福島というものが出来ましたよね、それに対してオリンピックの招致のプレゼンテーションで安倍総理は、コントロールできていますよと、完全にブロックされていますよと言っている。次の3日もたたないうち、私は東電の第一に行くと、きのう行きました、あのこと言いました。本当に現地を現状認識しているのかということで、私は第一の1号機から4号機はやむを得ないと思うのです、廃炉は。しかし、5号機、6号機は無傷ですから、それから第二原発も1号機から4号機、これも無傷なのですから、これは私は残すべきだと思う。ということは、先ほどの黒沢委員と重複しますけれども、結局なぜ富岡を中心としたここに原発を誘致したかという、先人のやっぱり苦労がたくさんあったわけです。それを私は、全基廃炉なんていうことには私は賛成できませんので、これは私はそういう認識を東電の社長は12月まで結論出しませんと、こう言っていますけれども、私は絶対それは全基廃炉なんていうことはおかしいし、第一原発の1号機から4号機までは、これはやむを得ないです。それ以外のことは、名前出して恐縮ですけれども、黒沢委員の意見に私は全く同感でありますので、その辺は委員長として聞きとめておいていただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） わかりました。

そのほかご意見ございませんか。

10番委員。

○10番（渡辺三男君） 今の意見に私、反論するわけではないのですが、最低1から6までは廃炉だと。ただ、今県議会も10基全て廃炉という決議していますので、我々議会も10基廃炉を決議しても何ら問題はないと思うのです。決議して、あと再度戻すことも可能なわけですから、では2Fの1から4までは国の政策のもとで、安全・安心が保てるのであればということで、戻すことも可能だと私は思っていますので、そのときにはいろいろ雇用の問題やら、いろんなものが出てくるのだと思うのです。

ただ、今現状で、私絶対あり得ないと思っているのは、復興させて帰るのだよと、ただ復興させて帰る、帰る言っても、仕事がなくては帰れないわけです。そういうことで、本来は本当に帰るのであれば、第二原発は私は稼働だと思っているのです。だけれども、みんな帰るという気持ちは持ってい

ますけれども、その反面、帰れないという気持ちも50%以上ありますから、そういう意味でいったら、私は10基廃炉、まさにいろんな意味でやっぱりその地域の人たちがはっきり答えを出す時期が来ているのではないかと私は思っていますから、10基廃炉大いに結構だと思います。ただ、重要な問題ですから、きょう採決してどうのこうのより、もう二、三回もんでから、本当に皆さんのが気持ちがまとまってからやったほうがいいのかなと、私の気持ちは固まっていますけれども、第一原発の1から6まで廃炉決議していないなんていう自体がおかしいのですよ、私はそう思います。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

議長。

○議長（塚野芳美君） 先ほどちょっと説明不足の部分があったのですけれども、ご存じのとおり、福島県も、福島県議会も全基廃炉ということはもう決まったわけです。常に国ほうには申し入れを行っています。それで、前回の委員会でも申し上げましたけれども、今回の被災13市町村のほうでも要望活動の中に入れたいということを言わわれていますので、県も県議会も決めて、それからその他の多くの県内の市町村がそういうことを求めているのに、立地町である4町が、いまだにそういうことを決議しないのかというような状況は言われております。それは、8カ町村の中でももちろん言われております。今回やはり何回かもんでもらうのは大いに結構なことだと思うのです。ただ、その中で、4町のうち、せめて立地4町は足並みをそろえようということであって、3町はもう腹固まっているのです、決まっているのです。ですから、その辺の、それで結論がどうだということではないのですけれども、4町が足並みがそろうかそろわないか、3町だけで書き込んで、多数決で3対1ですから、それで要望書の中で書き込んで持っていくのが、4町ともそろったよという形で出ていくのか、その違いで、その辺もお含みおきをいただきて、さらに審議していただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） わかりました。

ただいまの議長の説明も含めて、委員の皆様から。

2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 私も全基廃炉については賛成させていただきます。

雇用の問題についていろいろと今お話をありましたけれども、その廃炉の問題と雇用の問題は、いろいろ私も考えたあげく、別に議論すべきだと思っております。県議会で全基廃炉ということで決議されましたけれども、県としては、やはり県民がほとんどが多分全基廃炉という気持ちでいるということもあって、東電に裏切られたということで廃炉ということになったのでしょうかけれども、やはり我々双葉郡民のことまでは県でも考えていないと思うのです。ですから、雇用の面に関して、やはり私の友人や知人、先輩、たくさん東電の、今でも第一、第二で働いている方がたくさんいます。そういう仲間もいますので、やはり町長、議長には、まず県に対して、廃炉はいいのですが、雇用に関してもよく考えていただきたいということをはっきりと申し上げていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 3番。

○3番（遠藤一善君） 私の考え方自体は、まず福島第一の6基の廃炉はもう当然、福島第二なのですからけれども、ちょっと突拍子もないことを言うかもしれないのですが、自分なりの考えをちょっと申させてください。

まず、福島第二の原子力発電所の原子力において発電をするということに関しては、私も原子力を廃炉にするということは賛成です。ただ、第二原子力発電所にも使用済み燃料が結構残っていて、廃炉にしていくときに、それが一体どこに行くか、そういう問題も含めて、まだまだあそこの土地の中で管理をしていかなければならぬことを考えると、僕は原子力発電所はやめて、例えばこれから出てくる森林の除染とか、そういうことも含めて、木質系のペレットによる発電所を隣接してつくっていくという形をとっていく方法もあるのかなというふうに思っていまして、原子力そのものに関する廃炉は賛成、ただ発電所そのものをなくしてしまうということに関しては、そういうこと、僕の考えているのは木質系ペレットの発電所を併設して、それできちんと使用済み燃料の行き場が決まる間、東京電力には管理をしていただくという形もいいのかなというふうに思っておりますので、これは私の意見として申し上げます。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 私も今の意見と同じような形になると思うのですが、やっぱり廃炉は、基本的に廃炉に全くは持っていきたいということと、あともう一つは、そこに今従事なさっている第一、第二の仕事をなさっている人たちに対して、雇用はやっぱり並行的に見つけるべきだろうと。ある程度町として県に、国に訴えるべきだと。でなければ、実際的に今回の本会議でも言っていましたけれども、就労の関係で、今町民も満足に就労していない状況によって、今唯一に就労しているのは、今の除染、またこれから始まつてくる除染もそうですが、発電所の復旧、廃炉に対しての、いつもそうですが、その人たちの雇用も考えていかなければいけないということになるのだったら、基本的には廃炉はもちろん賛成です。ただ、一応それにかわる雇用の場はもちろん設けなければいけないではないかということは考えます。だから、大きな問題はいっぱいあるかと思います。ただ、基本的には廃炉に持っていきたいというのは、私の考えは持っています。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

この議題は、大変重要な問題でございますし、皆さんのお意見を十分に質疑していただいて、方向性を定めたいと思います。次の除染実施計画等につきまして、役人を待たせておりますので、その辺は継続審議ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 11番。

○11番（三瓶一郎君） やっぱり先ほどの議長の発言にあったように、12月ごろまであと何回か

これを聞いていただきて、方向づけをしてもらいたいということだったのですが、それで私はよろしいかと思います。

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） 執行部のほうに関連するかちょっとわからないのだけれども、2つほど次回の委員会まで調べておいてもらいたいのだが、富岡町内でいろんな委員が質問している雇用関係、震災前の時点で富岡町民がどれだけ原子力事業に携わっていたのか。

あともう一つは、廃炉にしたときに、震災前と比べて税収がどのように落ち込むのか、この2点だけちょっと、担当課さん、申しわけないが調べて、次回の委員会で提示してもらいたいのですが、どうでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 総務課長。

○参考兼総務課長（滝沢一美君） 雇用が発電所の雇用関係については産業振興課のほうである程度押さえている面もあるのかなということで、あと税の収入、廃炉になった時の固定資産税とか核燃料税もあるかと思いますが、その辺額なり、税務課とちょっと調整させてください。お願いします。

[「議事進行」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） 11番。

○11番（三瓶一郎君） これ今委員長から話あって、環境省を待たせておくということなのですけれども、これは前から私言おうと思ったのだけれども、この資料に間違いがあるので、もう一度吟味していただきたいと思います。というのは、説明の同意に関する資料で、この資料を直してもらいたいというのは、これは事務当局、環境省とか復興庁に私は物申すわけではないですから。これをつくったのは役場でしょ。違うの。では、前言取り消します。

○委員長（渡辺英博君） それでは、ただいまの議題につきましては、何度かというような議題でございますので、議員の皆さんでもんと結論を導きたいと思いますので、今の課題につきましては継続審議ということで、皆さんご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） 異議なしと認め、付議事件1を終了いたします。

次に、除染実施区域及び除染計画につきましては、環境省及び復興庁より説明を受けますので、直ちに入室を許可します。

暫時休憩いたします。

休 議 (午後 1時34分)

再 開 (午後 1時36分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

付議事件2、除染実施区域の除染計画及び仮置き場等についてを議題といたします。

説明出席者につきましては、皆様のお手元の名簿のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

まず最初に、環境省を代表いたしまして、平岡大臣官房審議官、それから復興庁を代表いたしまして、坂井参事官にご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） 本日はありがとうございます。今ご紹介いただきました環境省大臣官房審議官で、除染のほうを担当させていただいております平岡でございます。本日は、こういうご説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

震災と原発事故から2年半という時間が経過いたしましたが、富岡町の皆様におかれましては、依然として本当に厳しい状況に置かれたままの状況だというふうに認識をしております。環境省は、復旧、復興の前提となります除染あるいは廃棄物の処理、これを担当させていただいておりまして、努力をしておるわけでございますが、この間、この2年半ですけれども、必ずしも順調にやってこれたというふうには思っておりませんで、富岡町の皆様には、まずもってその点おわびを申し上げたいと思います。

環境省、除染、災害廃棄物の対策につきまして、前回のこの委員会でご説明もいただきましたが、除染総点検、この夏行いまして、そして見直し、スケジュールの見直しということ、本年度中に実施を完了したいという目標を立てておったわけでございますけれども、これはかなわないということで、スケジュールの見直しにつきまして、しっかり各市町村と調整をさせていただいて、見直していくたいという方針を打ち出したところでございまして、これらにつきまして我々として加速化策をとりまして進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

いずれにしましても、まず除染、廃棄物処理につきまして、国として責任を持って進めてまいる所存でございますが、これは町のほうの当局あるいは議会のご理解を賜らないと進められないという面もございますので、ぜひ引き続きご理解、ご協力を願いいたいと、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

それでは、坂井参事官、ご挨拶をお願いいたします。

○復興庁参事官（坂井和也君） 復興庁のほうで参事官をしてございます坂井と申します。本日はこのような場でご挨拶をさせていただきますことを心からお礼申し上げます。

当庁といたしましては、本日お集まりの皆様方あるいは町の町長始め当局の皆様方におかれましては、富岡町の皆様が避難生活を2年半送られる中で、大変復旧、復興に向けてご苦労されておりすること、心から敬意を申し上げます。復興庁としましても、復興の加速化に向けて、皆様方のまたご指導をいただきながら、関係省庁とも連携して先頭に立って尽力してまいりたいと思いますので、引き続き今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございます。

それでは、説明に入る前に、各担当者、簡単に自己紹介お願ひします。

○福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） 環境省の福島環境再生本部長の高橋でございます。よろしくお願ひします。

○環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長（山本昌宏君） 環境省本省で廃棄物対策課の課長をしております山本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境省環境総合政策局企画官（元永 秀君） 環境省除染チームで次長をしております元永と申します。よろしくお願ひします。

○福島環境再生事務所放射能汚染対策課専門官（若松佳紀君） 環境省福島環境再生事務所で除染を担当しております若松と申します。よろしくお願ひいたします。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君） 環境省福島環境再生事務所で廃棄物の処理を担当しております近藤と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○復興庁福島復興局次長（高橋直人君） 復興庁福島復興局次長の高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

○復興庁参事官補佐（三田村直樹君） 復興庁で坂井のもとで富岡町を担当しております三田村と申します。よろしくお願ひします。

○復興庁福島復興局参事官補佐（齋藤 功君） 福島復興局で富岡町担当しております齋藤と申します。よろしくお願ひします。

○復興庁福島復興局企画官（奥村浩信君） 福島復興局で賠償を担当しております奥村と申します。よろしくお願ひいたします。

○復興庁福島復興局参事官補佐（平野重雄君） 福島復興局の平野と申します。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） それでは、追加的な説明があればお願ひしますが、その前にですね、前回の原子力特別委員会におきまして、答弁の中で「担当がかわったからどうだ」という言葉が出ましたけれども、ここに代表として来ている以上は担当がかわったとかかわらないとか、全然問題ないです。その辺厳重に委員に申し上げますので、ひとつ留意していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○福島環境再生事務所放射能汚染対策課専門官（若松佳紀君） 福島再生事務所の若松です。

前回の10日の会議の場において、私のほうから経緯の把握が不足しておりまして、至らぬ答弁があつたこと申しわけございませんでした。改めておわび申し上げます。今後しっかりと経緯を把握して、しっかりとした答弁に努めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） それでは、質疑に入る前に、追加的な説明があれば説明をお願いします。平岡大臣官房審議官。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） これまで除染及び除染に関しまして、いろいろご議論いた

だいております中で、ご質問事項といいますか、宿題というか、そういうことになっておりました幾つかの点につきまして、補足資料ということでお手元に配させていただきましたので、これに基づきまして私のほうからご説明をまずさせていただきたいと思います。

大きな課題といたしまして、家屋解体の問題、それから放置自動車あるいは保管自動車の扱いという2点があったというふうに認識してございます。まず、1点目の解体、除染実施区域内の家屋の解体についてでございますけれども、これの方針につきましては、これはかねてよりご要望、ご質問いただいたおったのですが、こういう形でご説明するのが少し遅くなりまして申しわけございません。今回ちょっときちんと整理をして、このように書かせていただいております。

まず、現在原則として環境省のほうにおきましては、市町村が発行いたします罹災証明で、半壊以上と判定された家屋について、廃棄物処理事業としての解体を行うということにしておるところでございます。罹災証明で半壊以上と判定された家屋でございますが、富岡町のほうで実施していただいている家屋調査、第1次家屋調査をなされたところと聞いておりますが、家屋の外観から、約1,000ほどの建屋について半壊以上という判定をされているというふうに伺っております。また、今現在2次調査を進めておられるというふうに聞いておるところでございまして、除染実施区域内の半壊以上の家屋につきましては、今後町と調整をいたしまして、環境省のほうで解体のための手続を進めまして、調整の調ったものから順次解体の作業を行ってまいりたいという方針であります。

ただ、これらの廃棄物処理事業で解体、撤去を円滑に行うというためにも、これはその1,000件が全てかどうかちょっとわかりませんが、それだけでも相当な量の廃棄物が出てくる形になりますので、仮置き場等の確保、これを本当に今までご協力をいただいておるところでございますが、引き続きその補填についてはご協力をお願いし、環境を整えていくようにしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。それが、今半壊以上と判定された家屋でございますが、これについてはなるべく早く進めていきたい。

今議論となっておりますのは、これ以外の家屋であろうかと思います。これ以外の家屋というのは例えば家屋が、原発事故で今避難をしていただいているというような中で、荒廃しているという点であると認識しております。これにつきましては、実態、荒廃、どのように傷んでいるのかというような実態ですか、それから町や住民の皆様のご意向なども踏まえながら、現在復興庁のもとに立ち上げておりますけれども、荒廃家屋の解体等に関する関係省庁連絡会議、これは既にスタートしておりまして、ここで検討しておるところで、対応策を早急に取りまとめてまいりたいというのが現時点の方針でございます。この議論の過程でございますが、国としては、この荒廃した家屋の状況がどういう状況なのかどうか、地元の皆様のニーズというものを担当の者がしっかりと見て、そして判断していくなければいけないと、整理していくなければいけないというふうに考えておりますので、ここにつきまして町のほうのご協力をいただいて、速やかに関係省庁合同で、現地も含めまして実態調査を行わせていただきたいというふうに考えておりまして、この点ご協力をぜひお願いしたいと考えてござ

います。

2点目でございますが、放置自動車、それから保管自動車の取り扱いについてでございますが、公道とか公共施設等に放置といいますか、そういうふうにされている自動車、あるいはそれぞれのお宅等のガレージに保管されている保管自動車というものがそのままになっておるわけでございますけれども、これは富岡町に限らず、今その状態のままに基本的にはなっている状態でございます。これにつきましては、東京電力と環境省できちんと対応するということにしてございます。具体的には東京電力で賠償のほうを進めていると理解しておりますが、その賠償の請求を受けた自動車につきましては、その所有者の特定もできますし、処分の意向確認ということもできますので、これをやっていただきて、その確認ができた自動車については、環境省のほうで自動車リサイクル業者に引き取りを発注をして、環境省のほうで処理をさせていただくという形をとっていきたいと考えております。

なお、路上等の放置自動車については、保管自動車とは異なりまして、処理に先立って、どこにどういうふうにあるのかという実態調査をさせていただく必要があると思っておりまして、これについては近日中に東京電力が実態調査を開始するという予定でございますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

以上、私どものほうで宿題といいますか、なっていた点だと思いますが、あわせて除染作業でございますけれども、こういった上のような取り組みと並行しまして、やはり生活空間における線量の低減ということのために、除染作業につきましてはなるべく早く実施をさせていただきたいと考えております。具体的には、町のほうのご理解を得た上でですけれども、9月末から予定をさせていただいている行政区分ごとの住民説明会、これをしっかりと行わせていただきまして、その後ぜひ個別の住民の皆さんの同意の取りつけ作業をスタートさせていただきたいと考えております。その上で、作業にも着手をしていきたいということを本日お願いするところでございます。その際、解体することになる家屋について、これがはっきりしているのであれば、この建物の除染は実施する必要はないと考えておるところでございます。ただ、その時点で解体するかどうか必ずしもはっきりしていないという場合には、まずは生活空間の線量の低減ということも必要かと考えておりますので、その状態での除染というものを行わせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、私の説明とさせていただきますが、引き続きご理解、ご協力をいただきまして、私どもしっかりと除染、解体、廃棄物処理等進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（渡辺英博君）　若松さん。

○福島環境再生事務所放射能汚染対策課専門官（若松佳紀君）　私のほうから1点補足をさせていただきたいと思います。

前回、10日のこの委員会で私がご説明したものでございますけれども、お手元の横長の除染仮置き場についてという資料の7ページをちょっとごらんいただきたいと思います。こちらでは、先行除染

についてご説明いたしましたけれども、この最後のご説明が至らぬせいもございまして、まことに申しわけございませんでした。過去の資料等も確認いたしました、昨年の10月の全員協議会の際に、ごらんの資料を用いまして先行除染についてご説明をし、その際この先行除染については、本格除染の際の拠点整備をすると記載しています。そのときの資料は、この資料と若干違っております、提示されております施設でございますけれども、富岡町役場から汚泥再生処理センター、それから消防署等、それからスポーツセンター、ここまでございまして、その下の小中学校、その他はまだ提示されておりませんでした。前回、例えば小中学校の事前調査がいかがなものかというご質問いただいたそうでございますけれども、今回改めてご説明したいと思いますけれども、環境省としては、ぜひこの先行除染で実施をした施設について、今後の本格除染の拠点として活用したいと思っています。作業の安全確保の観点で必要だと思っております。ただ、小中学校ですね、拠点にすることは考えておりませんで、私どもで具体的にお願いしたいと思っていますのは、この中の4つ目にございます富岡町総合スポーツセンターということを考えてございます。この施設について、関係者のご理解をいただければ、ぜひ今後の作業の拠点として使わせていただきたいと思っているところでございますので何とぞご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） それでは、説明が終わりましたので、早速質疑に入ります。

10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） まず、きょう出していただいた資料、この言葉は全て理解はできます。ただ理解はできますけれども、1つ目は、半壊以上は解体しますよというのは、とっくに我々も聞いて知っています。それと、2番目の半壊以下のものはどうするかということで、2年も前から我々要望していたわけです、その答えが出てこないのはどういうことなのでしょうかという質問をしたのです。これ答弁になっていないのですね、「町の協力を得て、速やかに関係省庁合同で実態調査に入ります」、2年間ぶん投げておいたのですか。多分町長からも、厳しくその辺は言われていたと思うのです。2年間全く我々の意見に対して、全て投げっ放しで置いたということでとていいのですね。これから速やかに入るのでしょうか。それで、関係省庁実態調査に速やかに入ってくれることはありがたいです、2年間投げっ放しになっているから。では、いつから入って、いつ答え出してくれるのですか。これは後で答弁いただけますね。

あとこれは、車の放置は、私ではないのですけれども、本当は4番が一番やっていたのですが、処理に先立って実態調査が必要である、あなたたち何考えているのですか。東京電力は、使用不能だからといって買い取るときに、買い取りの手続を行ったときに、どこにどういう形で置いてありますかときちんと聞き取りしているのですよ。電力は100%把握していなくてはならないのですよ。それ言葉のごまかしで今からやるなんて、おかしいでしょう、何のために聞き取りして、例えば私の車だったら、軽トラック、もう使用不能だから買い取ってくださいと言うと、向こうでは、ではナンバーは

何々何番で、抹消手続終わって、こういうものがどこどこの倉庫の中に置いてありますとか、どこどこ住所何番地の土地にそのままでほったらかしにしてありますとか、全部報告済みなのですよ、何を実態調査するのですか、それ現実にあるかどうか調査するのですか、おかしいでしょうやっていることが。

あとですね、総合スポーツセンターでもどこでも、本格除染に入れば3,000人規模で動くということですから、私は町のものであれば、どこを提供するのも構わないと思うのです。そういうものをきちんと出していただければ、私だって反対しません。それが町民のため、富岡町のためですから。そういうことをきちっと言わないので、学校施設まで除染作業の作業員の休憩所に使うなんて言葉出でくれば、富岡町の人は全部ノーという返事出しますよ。スポーツセンターを拠点にするというならば、それは大いに結構だと私思います。それだったら、何で町ともう少しよく詰めないですか。町は、あそこに一番放射能の強い草を刈ったやつをグラウンドに置いているのですよ。片や掃除してきれいにして、そこに一番汚いものを持ち込んで置いて、それで作業員の安全のために休憩室にする、そんなことあり得ますか、私はあり得んと思うよ、そんな話。

○委員長（渡辺英博君） 平岡大臣官房審議官。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） まず、住宅の解体に関してですが、確かに問題、ご指摘がされていたものとしまして、それ以外の家屋ということで、半壊以上とは認定されないが、劣化するという、時間経て劣化するというものをどうするのかというご指摘があったということが、それはもう十分認識をしておりまして、この間どうしていたのかということでございますが、順次いろんな対応を進めている中で、その結論を出さないできておったということは事実でございます。ここは、問題意識は当然ご指摘をいただきしております、環境省でもそうですし、関係省庁とも議論しておったのでございますが、幾つか詰めなければいけないものがありまして、ちょっと時間が過ぎてしまったことにつきましてはおわびを申し上げます。

復興庁のほうでも、これは環境省だけで決められるものではなくて、解体等を行う際にほかの関係機関との調整というのが必要ですし、また費用の負担を、これは住民の方から見ればそんなことは、国や東電でちゃんとやれということであろうかと思いますけれども、やはり詰めておく必要もございまして、そこら辺のところについて、賠償での取り扱いがどうなるのかとか、そういうこともございまして、課題が幾つかございます。復興庁のほうで関係省庁集めていただきまして、環境省はもちろんです、しっかり参加させていただきますが、関係省庁が入った場で議論を、もう既に開始はしてございます。

次に、それでは、それを一体いつその答えを出せるのかというご質問でございましたが、これはちょっと今明言することはできないのは申しわけないのでございますが、まずはしっかりとこの劣化、2年も過ぎて、いろんな家の中が劣化しているという状況があると伺っておりますし、もうそのいろんな写真とか、そういうのも拝見させていただいているのですが、やはり国として、関係機関合同で

しっかりと見させていただいて、そして何らかの判断で、目安というか、そういうものを整理をしないとやはりいけないのかなということで、そういうチームを組んで実態把握をさせていただきたいと。

さらに、費用の負担については、今原子力損害賠償の審査会のほうで、そういった建てかえされる場合の解体費用をどうするのかというような議論が始まっているという状況でございますので、この状況もちょっと確認をしながら結論を出すということで、なるべく速やかにやっていきたいと思いますが、少しそれ以外の家屋の取り扱いについてはお時間をいただくことにはなりますが、早急に対応していきたいという状況でございます。

○環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長（山本昌宏君） 放置自動車に関するお尋ねにお答えをいたします。

ちょっと3つ目の処理に先立って実態調査という書き方、説明不足で申しわけございませんでした。ご指摘のとおりですね、それぞれ所有者がわかっているものは、賠償請求だとかということで当局のほうに個別に情報というのは入っておりますが、我々それを整理していただければ個々のですね、その後の処理に向かっていけるということありますので、できるだけ東電と連携して早くそれをやろうということで、今回本当に今までそれ指摘されたのがようやく来たのだと思いますけれども、こういった形で整理をさせていただいた形で、3つ目の処理に先立っての実態調査というのは、そういった受け付けたもの以外に放置されているもので、所有者がわからないとか、そういったものの中にはあるかもしれません。それはきちんと調べて、照らし合わせてしっかり調べた上で、もしそういうものがあれば、プレートがあればプレートから、なければ車体番号からきちんと所有者を特定していく、それで対応して、できるようにするというような作業が要りますので、そういった補足的な実態を把握する調査が必要だということを東電から聞いておりますので、それらも近日中にすぐやるということを聞いております。

以上です。

○福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） 富岡総合スポーツセンターのことでございます。

現在、町当局のほうに総合スポーツセンターを使えないかということで調査させていただいている。その中で、委員ご指摘のあった問題についても含めてですね、すぐに対応したいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 私のほうからいいですか。

ただいま10番から質問ありました件でございますが、解体除染、各省庁の関係の権限を担っていることは復興庁が担っていると私は理解しておりますので、復興庁の坂井参事官、答弁をお願いします。

○復興庁参事官（坂井和也君） 今ご指摘いただいたように、町のほうからは家屋の解体につきまして、今までいろいろなところでご要望いただいておりまして、そこまでまだ進んでいないのではないかということでご指摘いただきました、そういう点につきましては申しわけないと存っています。この問題につきましては、先ほど環境省のほうからもご答弁ありましたように、家屋の解体につきましては、除染の問題あるいは廃棄物の問題、それから賠償の問題等々いろんなことが絡み合っている

ということで、なかなか解決といいますか、課題がいろいろ絡み合ってなかなか難しいということでございましたけれども、今回先ほど答弁ありましたように、荒廃家屋の解体等に関する関係省庁連絡会議というのを立ち上げさせていただきました。もちろんこういった町の要望に対しては、なかなか環境省のみで対応できるというものではないということもございまして、いろんな省庁が絡み合っていくということで、こういった形で復興庁のほうから関係省庁のほうに呼びかけさせていただきまして、家屋の解体除染につきましては、今申し上げました会議の議論等も踏まえまして、対応策を早急に検討してまいりたいと思ってございます。

また、遅いではないか、いつまでかというようなお話もございました。ちょっと今この時点でいつまでということを明言できなくて申しわけございませんけれども、まずは荒廃家屋ですか、家屋の実態、そういったものを、状況を見させていただく必要もございます、あるいはそのニーズというものもお聞きしなければいけないということで、まずは関係省庁と、調整も兼ねまして関係省庁合同で実態調査、現地調査のほうに入らせていただきたいと思っております。近日中にでもですね、町のほうとまた調整をさせていただきたいと思ってございますので、そういった点でご協力いただきながら、そういった実態調査、結果等も踏まえまして、スケジュールにつきましても早急に対応策をお示しできるように努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 説明の内容はよくわかりました。ただ、環境省さんがあしたにでも除染するような状況になっている中で、今から行政区の説明会やら、説明会と同時に除染の承諾書もらったり、半壊以上の解体するのが解体の承諾書もらったりしていくのに、こういう問題がえらく問題として上がってくるのです。我々は、自分の考えをただ単に述べているだけではないのです。町民の話を聞いたり、要望されたり、ああいうこと言ってください、こういうこと言ってください、こういうことやってもらえなかつたら私は協力できないよと、そういうことを我々町民の人から言われて、この席で言っているのです。これ何も決まっていなかつたら、町民の人判こついてくれますか。解体の件だって、富岡町除染で一番最初に始まるよという箇所から一番多いですよ、解体しなくてはならないだろうと思われるもの、そういう要望している人もいっぱいいるのです。その答えがいつになるかわからないでは、除染だって進まないし、承諾書なんかもらえないですよ、これ。あなたたちは、仮置き場のせいにしているかもしれないです、除染進めないのは。テレビ、新聞の報道もそうですよ、だけれども、実態は仮置き場ではないですよ、皆さんの対応だと私は思っていますから。そういう部分をしっかりとやってくれないと、はや2年おくれになるであろう除染が、また1年、1年、1年、次から次に先送りになってしましますよ、それを心配して私は言っているのです。ぜひそういうことですので、日にちを言えないような答弁では困りますので、除染の承諾書をもらい、始める前までは協議をきちっとして、答えを出しますなんていう答えもらえるのかなと思ったのです、私は、きょう

は。何の解決にもならないです、そうでしょう。

あとは、総合スポーツセンター、作業員の休憩所に使う件だけれども、作業員は放射性汚染物質20マイクロも、25マイクロもある場所から持ってきたものが野球場にあって、ここで休憩して休みなさいということなのか、考えられますか、そんなこと、人の命何だと思っているのですか。私は、それだけは強く言っておきます。

○委員長（渡辺英博君） 平岡大臣官房審議官。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） 委員ご指摘の点は、本当にそのとおりであると思います。解体のほうも、その他の家屋取り扱いの議論の中で、加速的に進めていきたいと思います。

それと、ここでちょっとお願いして本当に申しわけないのですけれども、やはり除染のほうも、本当に案内のとおり、各お宅の同意を、住民の方の同意をいただかなければいけない段階に入っていますので、こここのところですね、住民の皆様の直接の声ということは、その中で聞くことになると思っています。今度行政区ごとの説明会があるわけですが、ちょっと結論を出すには若干の時間が必要だと思いますが、実態調査ということも町と一緒に、町の協力を得てやりたいと思いますが、それとあわせてこの同意、除染のほうの作業ですが、同意をいただけない方もいらっしゃるとは思いますので、できれば説明していただきたいなというふうには考えておる次第でございます。

○委員長（渡辺英博君） ただいま10番委員の意見であります。結局除染すぐ進めるような環境に進んでいないと、つまり町の要望したことが全然聞いていないということで、一方的に除染を進めるということに問題がありますので、この辺復興庁としてどのように考えているのか、参事官にお答え願いたいと思います。

○復興庁参事官（坂井和也君） おっしゃるように、除染につきましては復興の前提でやはり進めなければいけないという思いは、私ども復興庁としても一緒でございます。除染を加速しなければいけないと、このように思っているところであります。

一方で、今までお話をございましたように、家屋の解体につきまして、この時点で全て回答といいますか、そういうことをお示しできている状態ではないということで、大変申しわけなく思ってございますけれども、この点につきましても遅いというふうにご指摘はあろうかと思いますけれども、関係省庁と一緒にになって対応策のほうにつきまして早急に検討していきたいと思ってございます。そのためにも現地調査を、繰り返しになって恐縮でございますけれども、現地調査のほうを関係省庁合同で、まずは早急に実施させていただきたいと思ってございますので、そちらの議論のほうを早急に進めていきたいと思ってございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） 10番と重複するのですけれども、半壊以上云々というのはいいとして、その境にあるその以外の家屋の荒廃家屋、これも見た目でカビが生えているような何やかんやというのも、

いいでしょう。また、これ半壊以下って、除染して済むような建物の中の放射線、富岡の場合は年1ミリ以下ということでやっておりますので、室内空間の0.23、時間当たり、それ以上の建物の中は荒廃していなくても、国のはうはどういうふうに考えているのか。まさか室内除染はできないでしょうから、そこら辺の考え方。

あともう一つ、私は、これは除染しても何しても、富岡には戻らないわと、だからこの際建物は壊してくれと、下手に5年後、10年後残っている建物に固定資産税かけられても困るし、戻らないと決めたのに、月に1回心配で見に行くのも、あるから行くだけだから、なければ行かないからという人も中にはいる、実際。そこら辺は国のはうではちゃんと把握して、関係省庁と打ち合わせしてくれないと、した後に、これは、あれは、これは、これはと出ますよ。だから、富岡町民イコール被災受けている各自治体の人は、みんな同じような案件背負っているのだから、やっぱり被災者に寄り添って考えているならば、よくそこら辺まで全部考えて、我々がこれどうなっているのだ、あれはどうなっているのだと質問しなくとも、こういうふうにこの分はやりますよ、あの分はやりますよ、こういうふうに関係省庁と協議しますよと全部まとめて持ってくるのが、俺は筋だと思うのだけれども、その点どうでしょうか、誰答弁してくれるのか。

○委員長（渡辺英博君） それでは、そういった面、連絡調整するのは復興庁だと認識していますので、坂井参事からお願いします。

○復興庁参事官（坂井和也君） 今委員ご指摘のように、家屋の状態ということ一つとりましても、さまざまなケースというものがあるというふうに私ども思ってございます。そうした中で、ちょっと今こういうケースが全てあるということを、今の時点で申しわけございませんけれども、町のはうからも、例えば雨漏りがひどいだとか、あるいはネズミ、小動物が入ってなかなか住める状態ではないというようなことが、今ご指摘ございましたように、放射線量が外から見ると壊れていないけれども、中の線量が高いということで、なかなかもう住む気になれないというようなことも、私ども打ち合わせの中でそういったこともお聞きしているところでございます。そうした中で、まずそれ以外にもさまざまな家屋に関する状況の違いというのがあると思いますので、それぞれに応じていろいろな対応策というものも考えていかなくてはいけないだろうと思っております。

また、先ほどお話をございましたように、例えばもう戻らないという方もいらっしゃれば、戻って建てかえるという方もいらっしゃると思いますし、いろいろな町民の皆さんの中の選択ということもあるかと思います。そういうことも、今ご指摘いただいたことも踏まえまして、どのような範囲といいますか、ケースを考えられるかということも、実態調査等も行う中でいろいろ確認しながら対応策をまとめていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） 今言った、ハード部分に関するやつは、環境省所管だと思うのだけれども、

環境省では業者関係、外回りだけの発注になっていると思うのだけれども、その建物の中の高線量、室内の、それはどういうふうに国は考えて、マニュアル本つくっているのかちょっと教えてください

○委員長（渡辺英博君） 平岡大臣官房審議官。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） 今ご質問でございますが、確かに環境省の全体的な除染事業ということにつきましては、ご指摘のとおり、建物につきましては外装の除染をしっかりとやるということで進めさせていただいておるところでございまして、室内の除染につきましては、実際にお住まいになるということであれば清掃とか、補修とか、そういうことが将来出てくる際には、これは国の事業というよりも、やっていただいて、それを賠償の中で費用負担するというような形のものと考えてございます。

どんなレベルだったら暮らせるのかという、そういう話は当然ありますし、今1ミリシーベルトという話がありました。もちろん長期的な個人の線量の目標として1ミリシーベルトという目標、これは国全体、まず除染においてもそういう、いわゆる長期的な目標としては掲げておりますが、これがその数字でなければ住めないのかと、こういうところはちょっといろいろ議論はございますけれども、そうではないと考えてございます。ただ、放射線を管理しながら暮らしていくということにはなろうかと思っておりますので、いいと言っているわけではないのですが、そこの線量を、今後帰還をされる際の線量の水準と、それからその生活の仕方といいますか、防護措置といったようなことをどういうふうに考えていったらいいのかということも、今これも環境省だけではできない話でございまして、今原子力災害対策本部として方針を整備しようということも、今やっておりますので、いつ結論出るなんて、また今後あるかもしれません、そこはちょっと言えないのですが、今スタートしたところでございまして、そういう中でそういう線量の問題もお示し、政府としてしていくことになるのではないかというふうに考えてございます。

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） 当然してもらっている中で、室内のやつで1ミリよりも高くても仕方ないべぐらいの声も聞こえたのだけれども、富岡町はとにかく年間1ミリ以下、下げてもらわないとまず困るということと、室外にしたって、屋根関係、外壁関係、庭関係は、従来の施工で考えているけれども、建屋の中になつたら、今度は屋根裏さ線量がある、壁と壁の断熱材さある、何さある、こういうのは内側みんなばらして、みんな入れかえて新しくするのだが、ここら辺のたまたやつなんかは拭けばいいよ、拭けば。そこら辺を全部考えて、マニュアルというものをつくっていないのか、環境省は、まずこの1点。

それから、何にせよ、必ず「除染」という文言がつく種別は、ちゃんとマニュアルをつくって、線量に対する目標値を定めて、ちゃんとやってもらいたいのだ。一番大事なところだから。

○委員長（渡辺英博君） 平岡大臣官房審議官。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） ご指摘の室内の除染というのか、についてのマニュアルと

いうのは、私ども用意しておりません。今現在はしていないという状況でございます。清掃したり、リフォームして、放射性物質を取り除くというようなことはあり得ないことではないと思っております、あると思っておりますけれども、これにつきましては環境省のマニュアルとしてはつくったものはない、つくったりしていないのが現状でございます。

○9番（高橋 実君） 4回目だけど大事なところだからもう一回。

つくっていないっていうふうに関係省庁と何を協議するのか、除染は環境省が窓口になってやっているわけなのだから、23年10月ごろからモデルではやっているわけなのだから、そのぐらいのこといろいろな場面が、ゼネコンさんだと、各自治体とか、そういうところから言わされてきているわけだから、言われているのだよ。これを頭さもない、関係省庁との協議の中さ、ここさ上がってこないという会議というのは、どんな会議やっているのか、ちょっと理解できないのだ。だから、これをあなたたち今から協議していくという、10番委員も怒ったけれども、おれも怒りたいのだ、正直、何やっているのだ。早い話が、復興庁のほうによく言っておきたいのだけれども、縦横のつながりが国は全然ない、話のほか、ないからそうなる。下から上がってこないし、上から下にも下げていかないし、横にも伝わっていないし、俺らはここに戻るのだからね、戻らない人は戻らないけれども。そこを自分の身になって、いま少し、当たり前の協議するようにしたら。我々委員から質問されて、これは協議していません、環境省所管でしょう、これ。持ち合わせていませんとか、ちょっと番外な話ではないのか、どうでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 平岡大臣官房審議官。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） 避難されておられる方が、将来避難区域を解除した段階で戻られるということが道筋ということだと思います。その中にそういうどういう準備をして、帰っていただくなきかというところの全体の帰還に向けた取り組みを、ちょっとうまく全体として整理し切れていないのかもしれません、環境省はその家のなかのところについては、まだ対応ができておりませんが、その全体のところを原子力災害対策本部と当省のほうで、帰還に向けての整理と議論を、これまだ遅いと言われることになりますが、私といたしましても、環境省としてはそこをしっかりとしつかりていきたいと考えております。

○委員長（渡辺英博君） ただいまの質問は、復興庁も関連しますので、答弁願います。

○復興庁参事官（坂井和也君） 縦割りではないかと、それぞれの各省庁動いているのではないかという厳しいご指摘いただきました。私どものほうも今までの中で、ご指摘いただいた点も含めまして、対応としてきちっと政府全体で動けるようにですね、私どもも努力していかなければいけないと思っております。

それから、ご指摘の点も含めて、関係省庁間できちっと議論をして、その上で何ができるのか、どういった対応をとれるかということにつきまして検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） それでは、40分まで暫時休議します。

休 議 （午後 2時28分）

再 開 （午後 2時40分）

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 私、前から言っていた放置自動車の件なのです。前回も結論が出ていなくて、持ち越しても文書で出してくれということで今回出たのだと思うのですが、この中で幾つか質問させていただきますけれども、まずこの中に1番目の公道・公共の欄の中において、基本的に最後「対応」と書いてあるのですが、実際にその対応もそうなのですから、私がこの前言った中で、どこに、仮置き場ができるまでこのものを処理しないのかというような点もちょっと指摘したと思うのですが、この対応というのは、場所までどう置くのか、またどこに持っていくのかと、また持っていく方法はどうなのかと。

今回2番目には、リサイクル業者を使うと書いてあるのですけれども、基本的には場所が決まらなければ、リサイクル業者も持つていけないのが現状だと思うのです。そういうのを含めて、あと今、今回放置自動車が多少ある程度出てきましたけれども、当初さかのぼりますと、私は一番最初東京電力に、放置自動車の件はどうなるのだと、処理してくれるのかということは、最初は東電のほうはやるという方向性は出たのです。その後に東電のほうでは、放置自動車の処理はできないと。ただ、その会話の中で、議事録にも載っていますけれども、最後のほうに、調査だけはいたしますと、何の調査だと東電もはっきりあのときは明確に答えていません。ただ、私がひっかかるのは、この「調査」という言葉があの時期に出たのですよ。この前の環境省との前回のお話では、その話しましたら、東電も実際やらないと、実際処置をしないといったときに、東電はやらないのですかと。環境省からちょっと話出たときに、東電と打ち合わせしていますかと言ったら、細かい打ち合わせはしていませんと。ただ、先ほどの回答を聞くと、環境省のほうでは東電に調査させるような形で言っていましたよね。ということは、あの時点に環境省はもう放置自動車については、方向性のものはもう決まって、東電と話していたのではないかと。それとともに、今一番心配しているのは、実はこれから環境省がやるとしても、今放置自動車の実際賠償終わって、基本的に高レベル、また多少低レベルにしても、放射性物質が絡んでいるから、持ち出ししないから賠償するということなのだと思うのですが、それが今、環境省さんはやらないから、今個人が民間の、どこから来ているかわかりません、リサイクル業者に転売なり、または渡したりしてなくなってきた現状があるわけです。ということは、はっきり言って環境省がある程度管理してリサイクルやっていれば、その管理状況がわかるけれども、実際その車はどこ行ったかわからないのです。ということは、一生懸命放射性物質を指示区域内、またはその20キロ圏内に抑えていても、もう町民ははっきり言えば除染が始まる、またはその邪魔になっ

てくる方について、それについて処分してくれれば、どんなところでも渡してしまう。それによって、放射性物質が放出されるという現状も出てくる。ただ、実際になぜもっとその状態が、その調査させるという言葉の答弁を出した時点で、環境省がちゃんと東電と話してその方向をつくっていたのか。いたなら、もう半年以上前に町民に知らせていれば、そのことを抑えることもできたはずなのです。そういう状況は把握できていませんけれども、ただそれを議会なり、町なりに提示しなかったことによって、そういう条件が生まれているというのは確かにあります。それに対して、すごい重大な責任持たないのかということと、あともう一つ、この近日中というのはよくありません。映画館ではないのだ、近日中はないだろうと思うのですね。実際日にちは設定すべきだと思うし、まして除染もだんだん計画的に環境省で決めているわけですから、除染が始まる前に完全撤去、完全放置自動車については処理が終わらなければいけない。その状態について、この前の話において東電から詳しく聞いていない、何していないと、そんな状態でいいのですかということと、実際そういう状態だったら、除染も影響出てくるのではないか。経過的なものも全部変わってくるかなと思います。それ自体の重大責任をまず思っているのかということをお答えください。

○委員長（渡辺英博君） 環境省。

○環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長（山本昌宏君） ご指摘ありがとうございます。放置自動車についてでございます。

本当にこの件は、協議会で早くから取り上げられていて、今委員ご指摘のとおり、最初は東電がやるというようなことを発言して、どちらかというと私どもほかのいろんなことに忙殺されていて、東電がそこは見ていただけたと思ったら、だんだんとそのトーンが変わってきて、それ問題が一向に解決できないという状況が続いていたので、我々そこである対策、地域内の廃棄物についてはきちんと処理、国が処理をするという重たい責任を持っていますので、そこはしっかりとやりたいと思っております。ただ、実際の個別の、個者のですね、情報については、東電が賠償という過程の中で把握しているということですから、そこに協力していただかないと、そこから先に進めないということで、東電に対してそういう情報を使ってこういうふうにやればいいのではないかというような相談は続けておりました。本当にそこは何をのろのろやっているのだと叱咤するかとは思いますが、前回の議会で答弁させていただいたときには、まだそこが詰まっていたと。なかなかこちらから投げているボールに対して回答が返ってきていたというような状況でございました。前回は、大変また厳しいお叱咤をいただきて、また再度そこはひざ突き合わせて調整をして、今回ここに方針をはっきりと取りまとめてきたというものでございます。

それで、また一つご指摘ありましたのが、仮置き場ができるまでどうするのだというご指摘がありました。確かに仮置き場の問題はあるのですが、一つには、解体業者、その自動車を引き取っての解体をして、リサイクルできるものはリサイクルしようということなのですが、引き取る際に、当然汚染されているような状態では引き取れませんので、それぞれ家電にしても、自動車にしても、引き取

りの際の基準というのを持っておりますので、それできちんとそれが測定をして汚染が問題ないと、リサイクルをして問題ないというレベルのものを引き取っていただくということでありますので、それが引き取っていただく場合には、引き取り業者は解体のための宿とか持っていますから、そういうところに直接引き取れる場合は、そういうダイレクトの引き取りもありますし、それが今ご指摘あったように、除染の妨げになってはいかんではないか、それは本当にそのとおりだと思っておりますので、是が非でもそこは、廃棄物の処理というのは最大の目的といいますか、今目標としておりますのは、とにかく帰還の妨げにならない、帰還の邪魔をしない、むしろ帰還を後押しするようなものをしっかりとやっていこうということでやらせていただいておりますので、そこは除染としっかりと連携をとって、除染、実際に入ろうとしたら車があって差し支えになっているというようなことは、決してないようにそこはしっかりと進めていきたいと思っております。

仮置き場ですが、ここは本当に富岡町におかれましては、地元の皆様方のご理解を得て、今仮置き場の一部確保をして、さらに用地について造成させていただいておりますが、除染物も含めて広く町で、出たものは受け入れてくださるという方向ですから、こちらのほうもぜひ造成のほうもしっかりと急いで、早く仮置き場を置けるような体制にしていただければ、一時的に時期が合わないで差し支えあるというようなものについては、仮置き場に持ち込ませていただくというような方向で、また町とも相談をしていきたいというふうに考えております。

民間に流れて、そこは環境省がのろのろしているから民間にもう全部流れてしまったのではないかと、そのお叱りですね、申しわけなかったとしか言えないのですけれども、ただ一方で、環境省の廃棄物のリサイクルセクションが、家電のリサイクルをやっていたり、あるいは自動車のリサイクルをやっている事業者の調査もしております、福島県内、汚染はこのエリアだけではなくて、福島の避難地域、倉庫でも汚染の問題がありますので、そういうものが解体に回る、あるいは家電製品がリサイクルの施設に回るというようなことで、そこは本当に大丈夫かという調査をしておりますので、そういう意味で調査をして、実際に出ていく製品だとか、そこで作業をされている方の安全という意味ではチェックをして、今のところそこは問題がないというふうに確認しています。いずれにしても、ここも早く方針を出していれば、ちゃんと町民にきちんと周知できたではないかと、それはおっしゃるとおりですので、今回こういった形で整理させていただきましたので、ぜひ早く動きとてきちんと町と調整しながら、方針を住民の方にお伝えしたいというふうに思っております。

本当に今申し上げましたように、とにかく帰還を妨げないで、帰還しようという人たちの熱意に対して、負担にならないことを最大の目標としておりますので、その点につきましては前回、片づけごみの回収を開始したいということをこちらにもご説明させていただきましたが、本当に地元の方から強いご要望がありまして、環境省として廃棄物、まだほとんど何もできていない状況ですので、まず最初の一歩として、そこは一日も早くやらせていただきたいと思っておりますので、ぜひ議会のご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

〔「関連」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 車の処理の件、あなたきれいごと言って、県内から放出されていないようのこと言っていますけれども、車の処理業者が町内にどういう形で今入っているかわかりますか、あなたたち、実態。置いてある車に張ってあるのですよ、ただで処理しますと。そして、みんなお願いしているのですよ。その汚染されている車が、例えば東京に直接行ったらどうなるのですか、福島県だけ調査してわかるのですか、ちょっと言っていることが違うのではないか、答えが。だから、我々みんなして最初から、我々には持っていく場所がないのだから、責任持って片づけてくださいよと、汚染物質だからと言っているながら、そういう実態はあなた方もわかっているでしょう、じゃんじゃん県外に出ていているのです、汚染物質が。そういう状況の中で、そんな悠長なことを私は、そんな悠長な答弁は聞きたくないですよ。それこそ前回の会議の中みたいに、ばかやろうになってしまいますよ。とてもではないが、らち明かないです。そういう実態把握しているのか、日本全国把握しているのか、福島県の物が流れているか流れていないか。

○委員長（渡辺英博君） 環境省。

○環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長（山本昌宏君） 本当に叱りごもっともで、申しわけないと思っております。福島県の中だけを調査したということではないですが、全国全部調べたかというと、そういうことはありませんし、そういった町内の実態をわかっているのかというところ、私自身はまだ十分認識していなかったという点はあったのかもしれません。どこでもそうですけれども、不用品はただで持つていきますよというのは、ちゃんとした正規のきちんとした処理をする業者さん以外にも、いわゆる不用品回収みたいなことで全国津々浦々たくさん出回っておりますのでそういう問題がここでも起きてしまっているという重たい指摘だと思っています。今ごろ何言っているのだというお叱りかと思いますが、今回こういった形で整理させていただきましたので、ぜひ確実にやっていきたいと思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 4番委員。

○4番（宇佐神幸一君） 先ほど10番委員が言ったことも、確かに私も言いたいことなのですが、私はどうしても腑に落ちないのは、先ほど言った答弁の中において、今こうやってできるようになりましたと、こうこうですというのをわかるのですが、あの事態に東電が調査しますと言ったことが、環境省から言われたのか、東電から言って、それで環境省に言ったのか、その点のことについてもご回答ないし、いつから本当にやるのか、それは町民知るべきだと思うし、なぜ今最初のことを言ったのかというのは、基本的にあなたたちがこれをちゃんとこういうふうにやっていたと、やりますよとなれば、基本的にあの時点でこういう方向になりますので、東電さん言ってくださいと言ってもいいわ

けではないですか。でも実際的に、そういう報告も一切ない。ただ、いろいろな事情で決まっていないのかもしれないけれども、町民は最終的に国が処理しますよということになれば、今言ったようなことが出ないわけですよ、それを出さなかったのが、やっぱり環境省が配慮足りないというのがあると思うのですね。だから、そうするとこれから除染についても、何を言っても全部信用しない、また裏があると思ってしまうのですよ、その点どうですか。

○委員長（渡辺英博君） 環境省。

○環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長（山本昌宏君） まず、調査に関してでございますが、さっき近日中になんて、何を言っているのか、というお話をございまして、そこについては遅くとも今月内には開始するということで先ほど東電が把握している状況プラス現場の調査というのは、今月中に着手をしていただけるというふうに考えていました。もともと調査は、先ほどご指摘あったように、東電がやると、受けるという調査をやるというような流れでいっていましたので、どちらからというと、こちらも早く調査をしていただいて、それぞれの賠償の情報も持っているわけだから、それを我々に処理のために生かせるように早く提供してほしいという調整をしてきたということで、調整段階であって、それはこうこうなのだということをアナウンスしておけば、こんなことにならなかつたのではないかというところはご指摘のとおりだと思いますので、そこはもう済んだことは、そこは反省するしかないということありますけれども、そういうような経緯でございます。

○4番（宇佐神幸一君） 今反省していると言いますけれども、実際的に環境省さん、これから除染が始まることです。ということは、反省よりも、実際的に今までのことも全部ですね、基本的に議会の方向に出していくなり、こういう方向でやりました、だが結果こうなりましたというような形を実際示してください。それによって、次の除染に対してもまだ信用度が出るというはあるけれども、今の状態の答えでは、結果こうなるからいいでしょうといっただけであって、内面的にはぐらかしても、結果こうなればいいではないですかとごまかしているとしか思えないのです。だから、極力そういうことを言うなら、そういう方向性のものをちゃんと議会に提出してください。私としては要望として終わります。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 平岡審議官、きょうせっかく偉い人来てくれるということで、お尋ねします。

私、何回も環境省の人に、1ミリになるまで何年かかるのか、その間私は何年待っていればいいのか、それをロードマップに入れてくれと。それで、国が事業者に発注したと。そういった中身も、例えばどれだけの金額で、どれだけの期間で、結局ただ除染をやればいいのか、1ミリまで徹底して除染してくれという文言が入っているのか、そういったことも知りたい。

それと、さっき審議官は、防護対策をとりながら帰還してもらいたい、1ミリはほど遠いと、これはとんでもない発言なのですよ。富岡のことが全然わかっていないくて、きょう富岡に来ていますよ。

富岡は、さっき9番委員も言ったけれども、1ミリというふうに決めているのです。1回除染して1ミリになるのか、1回除染して1ミリにならなければ、何回もやるのか、とことんやるのか、その辺を審議官、きっちり答えてください。

○委員長（渡辺英博君） 平岡審議官。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） 1ミリシーベルトという数字が非常に定着しているということは承知しておりますし、ご意見も、お気持ちの方が多くおられるという状態であることは、それは認識しておるわけでございますが、1ミリシーベルトというのは、もともとですね、除染も含めまして、長期的に1ミリシーベルトの状態を目指していくというのは、長期目標として掲げたのが最初だったところでございます。これを、ではいつまでに全てやるのかというところは、今現時点におきましても明言することはできない、そういう意味でも長期的な1ミリシーベルトというものでございます。除染の目標につきましても、除染の2年前からスタートしておりますけれども、線量の高い20ミリを超えるような地域につきましては、まず20ミリシーベルト以下を目指す、20ミリシーベルトを超える地域については、20ミリシーベルト以下となることをを目指す、つまりこれは避難区域を見直すときの一つの目安として20ミリシーベルトでございましたので、除染の目標としては、その時点ではそういうのが当面の、いわゆる居住制限区域のような場所の目標でしたし、20ミリシーベルトを下回るところは除染をして、なるべく長期的に1ミリシーベルトを目指しますけれども、除染を一通りやつていただくというような、そういう目標でございます、目標そのものです。それでご理解いただいているのかどうかというのは、今のご指摘のようなことがあろうかと思いますけれども、それが目標で除染という活動でございますけれども、除染をして、こうすればすぐに1ミリになる、そういう魔法のような方法は現実にはございませんで、除染手法というものをやっぱり今できる、合理的にできる方法というものをしっかりとマニュアル化して、そしてそれで発注をするということでございますので、こういう場所についてはこういう方法で、できる限りやってくださいというような形での発注をかけて、そして受注される方は、その後法に沿って、できる限り作業して下げていく、高圧除染でありますとか、拭き取りとか、そういう方法になりますけれども、そういう形で除染作業というのを今後進めていきますので、ではその事業者に対して、ある線量レベルを示して、そこまでやれと、そういうことではございません。どういう作業をこの期間でやってくださいということで発注しております。今それが実態としてそういう形でやってきてると思いますし、一通りはそういう形でやらせていただきたいと思っております。

それから、先ほどちょっと誤解を与えるような説明してしまったかもしれません、長期的に1ミリシーベルトを目指していくと、これは基本的な方針としてございます。これは、個人の線量としての1ミリシーベルトというふうに理解しておりますけれども、それをそれぞれの、そこに直ちに除染によってそこまで持つていけるのかというご質問に関していえば、それは先ほど申し上げたように、直ちにはそういうことにはならない、なかなか難しいというのが現実でございまして、ではその中で、

避難された方に避難区域を解除したときに、帰っていただけるのかどうか。むしろ帰る、帰らないは、これは最終的にはそれぞれの方に判断していただきなければいけないのですが、そういうときの考え方とか、そういうことはもう一度整理し直す必要があるというふうに、現在政府として考えておりまして、それをちょっとまとめ直すという作業を、今もう一度改めて議論するということを、今原子力災害対策本部、それから原子力規制委員会のほうで議論をしているという状況であるということを申し上げたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 今の線量、それからこの2ページに表記してあるこの線量、トリックなんですよね。これであたかも除染したらこれでいいのだよというようなこと言っていますけれども、こんなもの、雨どいの下とか、それからくぼ地とか、俗に言うホットスポット以外であったらば、今現在自然減衰でこんなものなっていますよ。20ミリというのは国ですか。それから、いろいろ書いてありますけれども、除染しなくてこれくらいなっています。当事者、あなたたちやらないというならば、ホットスポットだけでもやれるだけやればいいと、条件はクリアすることになるのですよ。何か数字のトリックでごまかしと言うと想像つくかもしれないけれども、説明が、話をすりかえています。こんなもの、ほとんどあなた方、中の状況をわかっているとすれば、あれから2年半たって、実際にはもうなかば証明できましたし、減りました。恐らくはかったかどうかは知らないけれども、これでいいのだよという言い方は、私は非常におかしいと思う。本当の数値目標というものを掲げて、それでやらないと、それはなかなか皆さん理解できないと思うのですが、いかがですか。

○委員長（渡辺英博君） 審議官。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） 今ご指摘の2ページ目のところの目安として、50ミリですから17ミリというような、これは実績等を今までの経験を踏まえて試算したものだと思いますけれども、確かに自然減衰による減少分も含んでおります。では、除染はどうなのかということになるわけでございますが、これについては、今分析をしており、いろいろ除染の実績も出てきておりますので、除染の効果と自然減衰の両方で線量というのは下がっていくわけでございますので、その辺がどういう形だったのかという分析をしておりますが、暫定的な試算を、実は資料からですと9月10日の日の見直しの中にも、この試算が出ております、そういう資料が公表されたものがあるのですよ、見ておられないかもしれませんけれども、これは今まで得られているデータですので、こういう線量の高い地域のデータではなくて、市町村のほうで除染されている、避難区域外のエリアで集まっているデータで、とりあえず試算をしたというものでございますが、これによりますと、この2年間で6割の減少があったということで、おおむねこの中の除染による効果というものが、私の理解では2割ぐらい、自然に下がったのが4割と、そういうところで全体で6割というのが今の我々持っております除染の効果です。もともと20ミリシーベルト以下を目指しますという目標を掲げたときも、自然減衰も考慮して2年間で50ミリの地域については20ミリ以下にしますというのが、自然減衰も含めて目標立てておりましたので、そういう意味で除染だけではなく、自然減衰も含めて考えてきております。その評

価については、もうちょっと整理して処理していかなければいけないと思っているところでございます。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長の質問の中で、1ミリまで除染するのかという件について答弁が残っております。何度もやるのかということです。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） 今回9月に除染の総点検、冒頭申し上げましたような総点検という中で、一つスケジュールの見直しを行うということとあわせまして、今後の取り組みについて幾つか基本的な考え方を9月10日の時点で公表しておるのでございますが、これは例えばこの避難区域についていいますと、線量は低いわけですけれども、田村市の20キロ圏内の避難区域であったところは、除染をそこは国のはうでさせていただいたものが、ことしの6月に終わっておるわけでございますが、順次除染も、一通りの除染というのが、とにかく進めさせていただいて、終わらせていきたいと思っておるわけですが、その後、一旦除染をした後、どうフォローアップしていくのかということについて、今現時点の考え方を示しております。現行の除染、今やっております除染を、これは先ほど申し上げましたが、今でき得るであろう合理的な技術というものを使って一生懸命やりますので、同じ場所を同じような方法でやって下がる、また下がるということはちょっと期待できないというのが現実の問題としてございます。

したがいまして、同じ箇所を同じように、拭いたからといってどんどん減っていくとか、そういうことでは残念ながらないというのも実態でございまして、そういうことも含めますと、一旦しっかりと下げたと、除染によって、できるだけした後については、そこは事後モニタリングをしっかりとやって、そして再汚染、水道等がありますと、そこに高くなってしまうとか、そういうこともあるのではないか。そういうところについては、しっかりと再度除染を行うとかですね、そういうフォローアップの除染はしっかりとやっていきますということをひとつ考え方として示しております。ただし、それに加えて線量水準という、先ほどもお答え申し上げております線量水準に応じた防護措置というのも議論されておりますので、その辺の対応あるいはリスクコミュニケーションの問題もしっかりと対応するという、ちょっと別途の動きがございますので、それを見ながら内容を図るということではございますが、当然一旦除染の終了したところはフォローアップをしていくというような考え方を一応示させていただいているというのが現状でございます。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 11番。

○11番（三瓶一郎君） 環境省さん、復興庁さんの皆さんにお願いしたいことがあるのですけれども、質問者が1分ぐらいで質問に対して、答弁が10分もかかるのです。もっと簡略的に、明確に、正確なことをやってもらわないと、いわゆる袖が長くて本体がぶれているということにとられますので、環境省さん、復興庁さんの答弁は、簡略、明快に、端的にお願いしたいと思います。

委員長、終わります。

○委員長（渡辺英博君） そのようにお願ひいたします。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 先ほど私は、1ミリになるまで何回もやるのかという質問をしたのです。だから審議官、同じ方法ではやりませんと、では別な方法だったらやるのかと、ここまで突っ込んであと答えてね。

あと、今富岡は、準備区域、制限区域、こういったところは自由立ち入りできます。できますけれども、15歳以下の子供は立ち入りできないのです。やはり健康被害なのです。それで、先ほど審議官は、防護策をとりながらお帰りいただくというようなニュアンスの話があった。結局フィルムバッジつけながらそこに住みなさいと、私にはそういうふうに聞こえる、とんでもない話なのだ。あなた方は、外部からの被曝、それしか見ていない。当然戻れば井戸水は飲む、水道水は飲む、野菜はつくる、米はつくる、わざわざ50キロ離れたいわきまで買い物に来るなんていうのはできないのだから、山の物もとる、ここに入ってはいけない、ここで生活しなさい、これは刑務所の中なの、帰れば自由にどこでも立ち入りするの、子供だったら砂場で寝転んだり、手を汚したり平気でするのだ。空間線量が下がったからいいという問題ではないのだ。そういったことを、低線量被曝をもう少し真面目に考えてくださいよ。私たちはこうだ、では、文科省はどうだ、各省庁でばらばらでしょう。ただ、富岡町においては1というふうに判断したのだから、そういうことでちゃんと勉強してきなさいよ。今国がこういう機関でこういう話をしているとか、そんなのは後、こんな何々の地域は幾らまでなんて、こんなのは見ればわかるよ。せっかくきよう偉い人が来て、まともな話聞けると思って楽しみにしているのだから、今までの人は答えられないから、審議官が来たらばばっと答えてくれる、そう思って聞いているのだから、ちゃんと責任ある回答してくださいよ。あなたがだめだったら、次大臣呼んでくださいよ。低線量被曝にどういうふうに考えているのか。

あとさっき言った質問の延長、方法を変えて、とことん1ミリまでやるのか、この2点きっちり答えてください。

○委員長（渡辺英博君） 平岡審議官。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） 済みません、答弁が長くて申しわけありません。

フォローアップということにつきましては、現行の除染が終了した後、事後モニタリングを行って、除染効果が維持されているかということを確認していくということで、そして新たに汚染が測定された場合は、あるいは刈り取り残しがあったというような場合については、フォローアップの除染をしっかり行っていく、これはずっとそういう形で進めていくという方針を一応示してございます。

それから、今の線量の問題でございますが、単に環境省だけの問題ではないと思っておりまして、政府として帰還ということ、今子供さんの話が出ましたが、ごもっともだと思いますし、今は避難区域ですので制限があるわけですが、解除を将来するような場合の考え方というのを整理するということで、今議論始まっておりますので、ちょっとそれについてはこれ以上お答えできません。

○委員長（渡辺英博君） それで、ただいまの件でございますが、復興庁のほうにもお答え願いたいと思います。放射線の問題とか、子供の問題とかクリアしなければ、復興はありませんので、復興庁としてどのように考えているかお答え願います。

○復興庁参事官（坂井和也君） 济みません、私どもでちょっと今答える案がございませんので、今のお話を持ち帰りまして、環境省のほうとよく連携していきたいと思っております。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 審議官、ちょっと逃げているなと思うのは、間もなく本格除染始まるのだ、もう業者が決まったのだから。それで、除染目標がないというのは、これはおかしいのだ。どこまで下げるか、ただやればいいというものではなくて、どこまで下げるか。俺はいつまで待つていればいいかということが物すごく気になっているのだから、もう帰れないのではないかという人もいるわけだから、帰還困難区域もあるわけだから。そういう中で、そういうフォローアップとか、何かホットスポットをちょっと除染すればいいとか、その程度のレベルの回答は、もう何回も聞いているから、きょうせっかく偉い人来ているのだから、まともな回答を聞けなかったのは残念。

あと、これは回答は要らないのだけれども、子供、乳幼児、こういった子供が帰って初めて帰還なのだ。だから、1ミリは無理だから、ある程度の数字になったら帰ってもらおうと、そんな甘い考えは絶対住民は聞きませんからね、これだけは言っておいて、私の質問を終わります。

○委員長（渡辺英博君） 町長は会議の時間ですので、退席いただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） これからJR水戸支社の所長と会うようになっておりますので、途中退席させていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） そのほかは。

8番、黒沢英男君。

○8番（黒沢英男君） 先般の10日前の会議ですか、そのときに仮置き場の件で、事前の線量のモニタリング調査、まだ行っていないということなのですが、もう除染が始まろうとして、その前に家庭用ごみの仮置き場に搬出するという段階になって、片方の除染する建物とか敷地とか、各行政区ごとにモニタリング調査をしていながら、7月16日の契約をされた地権者に対して、契約されたものに、この契約書の中には書いていないですが、その他についても触れてますが、そのときにもう既に7月16日に、16日ではないですね、契約は18日なのです、16日付の契約なのですが、契約が20日過ぎなのです。そのときに、もう既にこの富岡町における除染仮置き場の廃棄物処理についてといふ、この設置がうたっているのですよね、その中の12ページにちゃんとこのモニタリング調査をすると、これは事前なのです、事前にやらないと、当然この場合においては10日前ではまだやっておりませんという返答だったのですが、まだやっていないのか、今後やる方向なのか、その辺1点聞いてですね、それからもう一点、この除染について、除染説明会の案内ということで、先般各行政区の地権者に配

付されましたが、この中の中央行政区の場合ですと、9月26日10時から10時半ということで新舞子ハイツ。これは、このいわき市が何で、例えば郡山とか福島とか、3カ所ぐらい設定して、なぜできないのかということを質問しましたが、大半の地権者がいわき市に住んでいるから、そのいわき市でやると。ほかのところは、そういう意見も出たが、やはり地権者が多いからここでやるということを言っているのですが、恐らく県外の地権者も、県内の遠いところの地権者も、恐らく私は説明会には行けないと思いますよ。例えば東京に住んでいて、もっと極端に言うとですね、静岡県とか岡山県とかに住んでいると、新幹線使って、それからまた常磐線スーパーひたちを使って、それからまたタクシーを使ってなんていう、そんな悠長な説明会を聞きに来る人はいないでしょう。恐らくこの問題は、2割ぐらいの地権者が集まればいいだろうという考え方のもとでしょう。7,000世帯のうちの一人として、二、七、十四、1,400人くらいが、恐らく10日間ぐらいやるみたいな感じですから、いろんな行政区、清水とか、川南の行政区の地権者の説明会をやると思うのですが、何でもっと広く考えられなかつたのか。そんな少人数の説明会だと、説明会をやりましたというだけにしかすぎないです。このことだけは、私も電話でしつこく言いましたけれども、これちょっとその辺の回答をお願いしたいと思います。

3点目は、契約書の件で、近藤課長補佐ですか、先般の会議でいろいろ話出ましたが、契約書に本当は仮置き場の件は織り込まなければならぬ。それを契約内容の説明書で説明をしたという返答なのです。本当は契約事項の、私から言わせると、第9条にこのものを触れなければならぬ、特約条項、その他特約条項として、別紙1に定める、これが契約なのですね。こういう重要な問題がある、契約前のこの書類なのです、説明された書類というのが。この辺が、説明しましたというふうな言い方で言わされましたけれども、この辺の3点についてお伺いします。

○委員長（渡辺英博君） 環境省、近藤君。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君） 福島環境再生事務所の近藤でございます。黒沢委員からご指摘のありました1点目と3点目について、私からお答えをしたいと思います。

まず、1点目の仮置き場について、事前のモニタリングをやるのかというふうなことでござりますけれども、これにつきましては委員ご指摘のとおり、7月16日に私ども毛蓋地区の皆様とですね、土地の借用契約を行いまして、その後かなり時間を要しているというふうなことは、これはそのとおりでございますので、まずその点おわびしたいと思います。モニタリングにつきましては、まだ事実として実施をしておりませんけれども、さきの説明の際に、片づけごみの搬入後についても、周りの一般の皆様の立ち入れる場所も空間線量の影響が出ないようにするというふうなことはご説明させていただきました。これを確認するためには、事前のモニタリングというのが委員ご指摘のとおり必要になってまいりますので、これは片づけごみ搬入前に、必ず事前のモニタリングをさせていただく予定でございますし、その際に第三者として、町役場の皆さんに立ち会っていただくというふうなこと

も役場の皆さんからいただいているので、そういった形できちっと事前のモニタリングをさせていただきまして、この片づけごみの搬入を進めたいというふうに考えております。

それから、3点目の契約書にこのような形で仮仮置きをするというふうなことを盛り込むべきだったのではないかというふうなことでございますけれども、これは委員ご指摘のとおり、重要な案件でございましたけれども、今回の整理といたしましては、契約書には盛り込まないというふうなことであわせて説明資料の中でそういったことをご説明をさせていただくというふうな形にさせていただきました。これは、重要な問題であるのにというふうなことはそのとおりであるかもしれませんで、その点は私どもちょっと認識が異なっていたというふうなことについてはおわびを差し上げたいと思います。

この仮仮置きにつきましては、実はこの契約書を締結をする際に、毛薺地区の行政区と覚書のようなものを締結させていただいている。これは、町と行政区と、それから私ども環境省というふうに覚書を締結させていただいたものでございますけれども、これは区長、副区長ときちんと調整をして締結をさせていただいたものの中に、仮仮置きをさせてくださいというふうなことも盛り込ませていただいておりまして、毛薺地区の皆さんに行政区としてはお認めいただいているというふうに私ども考えておりますので、ご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○福島環境再生事務所放射能汚染対策課専門官（若松佳紀君） 福島環境再生事務所の若松です。

黒沢委員からの2点目、説明会の開催場所、対応についてですけれども、今月末の26日から環境省の除染の手法についての説明会というものを開催したいと考えております。今中央行政区のほうに、あと本町行政区に開催案内などもお送りさせていただいている。今回の場合、説明会なのですけれども、もともと富岡町の行政区長会と町役場のほうから強いご要望がありまして、行政区ごとに説明会を開いてほしいということでしたので、基本的には行政区単位で集まつていただいて、説明会を開くという形になっております。その中で、やはり各行政区の区長さんとご相談して、その会場というものを決めさせていただいておりまして、多くの区長さんはいわきでやるのが一番いいだろうという形で、今いわきで開催するという地区が多くなっておりますけれども、もちろんその調整の中で、いや、郡山でやったほうがいいのだということになりましたら郡山でやることも、今後可能性としてはあると考えております。

また、行政区ごとにやるということで、行政区、基本1回で開催したいというふうに考えておりまして、数回ちょっといろんな会場でできないのは大変申しわけないのでけれども、その際やはり参加できない方というのがどうしても出てきてしまうというふうに考えております。そういう方はほかの行政区の説明会に、もし都合が合えば参加いただけるようにご連絡いたしますし、またインターネット上になるのですけれども、当日の説明スライドと音声での説明を入れたものを、誰でも見ていただけるような形で公開することを今検討しておりますので、そういった対策で皆さんに除染の手法

がきちんと周知されるようにしたいと思っております。

○委員長（渡辺英博君） 8番、黒沢英男君。

○8番（黒沢英男君） 1番目、2番目は、もう時間の関係で、私再質問は遠慮させていただきます。

3番目の今の説明なのですが、この説明会をやはり10月下旬まであるのですね、ということは、もう9月、10月上旬ぐらいで大体、そんなものしか集まらないのかなとか、いや、ほかのいわき地区の人は来てくれるけれども、ほかの地区の人は出てくれないとかとなった場合には、やはりほかの対策は考えていただきたいのです。郡山でやるとか、当然福島でやるとか、これはあってしかるべきだと思います。こんな矛盾した話ないでしょう、ほかの行政区と一緒に日にちはとっていますから、その日に来てくださいと、そういう問題ではないのです。やはり例えば新幹線で岡山から来るとか、山梨から来るとか、来た場合に、また常磐線に乗りかえて、スーパーひたちでいわきまで行く、そういう時間のかかるような、1日がかり、1泊泊まりでやるようなことになると大変なことですから、やはりその辺も考慮に入れて、郡山でやるとか、10月10日に開くとか、十何日に開くとかということを考慮に入れていただけないでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 若松専門官。

○福島環境再生事務所放射能汚染対策課専門官（若松佳紀君） 今ご指摘がありましたとおり、私もどれぐらい集まるかというのは、正直なかなか読み切れていないところもございますので、おっしゃられたとおり、まず中央、本町で開催したその結果を見まして、その際にアンケートのようなもので、どういったところの方から集まっているのか、もしくはどういった場所に今お住まいの方が来られていないのかというものもある程度把握して、その後の開催については柔軟に対応したいと思いますので、そのように進めていきます。

○8番（黒沢英男君） 柔軟に対応して、よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 2点ほどお伺いします。

まず、1点目なのですが、居住制限区域、解除準備区域におかれましては、今立ち入りができるということで、これから除染または解体除染がなされてくると思うのですが、今現在非常に危ない箇所がたくさんあります、家屋ももう倒れそうな家屋、また塀とか、その辺が町民が通ったときに、毎日帰っている方もたくさんいらっしゃいます。解体はしていくのでしょうかけれども、この辺早急に危ない箇所を解体、家屋も塀も、どちらも解体するおつもりがあるのか。あるとすれば、いつまでされるのかをお伺いします。

それからもう一点、津波の被災地についてですが、今回毛萱、仏浜、小浜については、仮置き場ということで、こちらに関しては全て今ある建物についても解体となるとは思うのですが、ここだけが津波の被災地ではないのです、実際のところ。富岡駅から西側に関しても、駅前行政区というのであるのですが、ここも相当な津波の被害があります。この駅前行政区だけ何か取り残されたような状況

になっているのですが、こちらの半壊以上もたくさんあるのでけれども、それ以外の一部損壊になっているようなところもあると思うのですが、駅前近辺に関しては解体とかどのように考えているのかお伺いします。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 環境省。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） 1点目でございます。本当に崩れそうで危険な建物だとか塀だとか、工作物みたいなものがあると。そこは一日も早くやらなければいけないというのはおっしゃるとおりなので、個別にご相談いただければ、実際にはそれをやるためにいろんな手続がありますので、同意取得やチェックも必要ですけれども、それは極力迅速に対応したいと思いますので、個別に情報を再生事務所のほうに寄せていただきたいと思います。

それから、津波による被害でございます。もちろん沿岸部がひどいということですが、かなり内陸面もあってということでございますので、本日解体の方針で、それは当然処理していくということですが、半壊以上のものについてはしっかりとやっていくということですが、まだ具体的な手続はできておりませんで、そこは町ともご相談して、できるだけ早くご相談を受け付けられるような窓口を設け、進めていきたいということでございます。

○委員長（渡辺英博君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） もう一度回答なのですけれども、まず1点目の危ない家屋と壁の解体について、相談いただければというのは、誰が相談するのですか。個人が解体してくれという相談なのですか、もしくは自分の所有ではないものでも、その前を通るわけです。ということは、自分の所有ではなくたって危ないので。そういうことも含めて、誰がそれをまとめるのですか、その辺をお伺いしたいのと、あと2点目の、もうちょっといまいちの回答なのですけれども、駅前の行政区もほとんどの方がもう帰還するのは諦めている、別の代替地にというのはまた別の話としても、あの場所に住む、住める、住めないの話も町との協議というのもあると思うのですが、住む方はほとんどいないと思うのです。ですから、ぜひ国の責任で解体して、更地にしていただきたいという要望が、駅前の行政区ほとんどですので、その辺もぜひお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 環境省。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） 1点につきましてですけれども、そこが通行で本当に危ないということは誰がということでもなくて、情報をいただければ現地に見に行って状況を確認して、そこが物であれば、所有者の方がいらっしゃいますので、その方に無断でやることはできませんから、その方をすぐ確認をして対応していくということでございます。今おわかりのものであれば、情報をいただければ、それでできるだけ早く対応したいということあります。

駅前の行政区につきまして、全体を解体という思いで、むしろ更地にしてということになりますと、全体を再開発していくような町づくりの問題ということになってまいりますので、先ほどの解体の部

分は、例えばご指摘のあったように危ないものとか、急がなければいけない、解体にもそれぞれ時間がかかるでありますので、優先順位を町とよくご相談しながらやるということで、その全体を再開発なりでやっていくということにつきましては、ちょっと環境省のほうの仕事だけではそこはカバーできませんので、そこは復興庁ともよくご相談して対応を考えていきたいと思っています。

○委員長（渡辺英博君） 今件につきましては、駅前の件ですが、復興庁からも答弁願います。

○復興庁参事官（坂井和也君） 今お話をざいましたように、駅前の地区について全部解体をするのだというようなご要望があるということにつきましては、先ほど環境省のほうからも答弁ありましたように、これから検討の中で、そういう要望もあるということをきちっと受けとめていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 1点目は、そうすると富岡町との話し合いの中で、特に埠とかですね、早急に、町から要請があればやつていただけるということでよろしいですね。

それから、2点目の駅前の解体については、これはやはり町との協議もあるでしょうが、早急に駅前行政区の皆さん、どうなるのだろうという心配がありますので、早急に町と協議していただきたい結果を出していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 環境省。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） それは、しっかりとお話を聞いて、迅速に対応していくということです。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） ちょっと細かいことをお聞きしたいのですが、まずこちらの解体のことで、半壊以上の建物は壊していただけるということで、多分通常の工期解体が、環境省でやるか、町でやるかだけで、それ以外のところに一步進んだものがないのは、先ほどから出ているのであれなのですが、このときに附属屋、罹災証明が出ていて、附属屋はちょっと新しく手加えていないという建物があったときに、当然母屋を解体するときには、附属屋も壊していただけるのかということ。それから、同じ敷地内になくても、例えばちょっと離れたところに、住宅と別なところに仕事場を持っていて、そっちの仕事場は大丈夫なのだと、だけれども、住宅がだめでもう使えない、戻れないというようなことがあったときに、そういう場合の解体はどういうふうにする方針なのか、ちょっとお聞かせください。

それから、解体をしていくときに、室内のものがあるのですが、実は雨漏り等している家の室内のものというのは、もう相当ひどい状態になっています。雨漏りしていないくとも、ネズミとか入ったところなんかは、もう布団の中にネズミが巣をくっていたりとかいろんな状態で、やはりそれを片づけるのもちょっとはばかるような状態があるのですが、通常だと室内のものというのは、自分で掃除し

なければいけないと思うのですが、今回のこの解体の場合、室内のものはどうしていただけるのか。

それから、罹災証明の半壊以上の解体となると、内閣府のほうの通常の被災者再建支援金のほうの基礎支援金のところに、半壊のもので解体した場合には、みなし全壊などという項目があって、その後の生活再建のこととかにいろいろかかわってくるのですけれども、この期間が1年ずつ福島県で延ばすことができるというふうにはなっているのですが、解体をしないと次のステップに始まらないという部分もあるので、その辺の横のつながりはどういうふうになっているのかお願いします。

それから、最初のこの資料のほうなのですが、先ほどありました先行除染をした富岡町総合スポーツセンターの作業の拠点ということで、現実的に施設をどんなふうな形で使うのか、ある程度方針が決まつたらというか、もう使うということであれば、何をどういうふうに使うかというのは決まっていると思うので、そこをちょっと教えてください。

それから、除染の目標で、年間の値が出ているのですが、多分いろんな中に生涯100ミリというの、生涯100ミリを超えるといろいろ問題があるという話も出ていると思うのですが、例えば20ミリを8ミリにしますというふうにします。8ミリだと、12年半で100ミリになってしまいますね。5ミリであっても20年で100ミリになるわけですね。特に自然減衰がもうほとんど平行線で、少しずつしか減っていない状態になったときに、5ミリとしても60の人は80、12.5だと60の人はまだ72歳半ということになるのですが、そういうところも加味した状態で今お話ししているのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 環境省。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） 前段の解体の関係についてお答えをいたします。

半壊以上ということで、罹災証明が出ているものについては、その対象については間違いなくやるということですが、罹災証明という、基本的には住んでいるところにしか出ませんので、それ以外のところについては、それぞれ町とご相談して、個別に対応を考えることになろうかと思いますので、またちょっと個別のご相談としてさせていただければというふうに思います。

それから、室内にたくさんいろんなものが残っていて、結構それがごみになっていると。早く着手させていただければとお願いしております片づけごみの中も、やっぱりおうちに帰ったら傷んだり、汚れたりして使えないというものもどんどん出てくるという状況ですから、解体に伴わないものでも片づけごみというのはかなりたくさん出てまいりますので、そういうものはしっかり対応したいと思いますし、解体の際は、当然解体をする前に所有者の方に立ち会っていただいて、どの部分は廃棄するのか、どの部分は残すのかというのをきちんと打ち合わせした上で対応しますので、解体に伴つてもうごみになっているものについては、片づけごみと同様に対応させていただくことになろうかと思います。

それから、支援方法の関係でございます。これだけやはり避難を余儀なくされて、解体についてもなかなか進んでいないという状況ですから、当然そのあたりはきちんと手当てしていいということに

なると思いますけれども、申しわけないですけれども、私自身この問題について内閣府と直接話したことではないので、またそこは確認させていただきますが、間違いなくそこはきちんと政府で対応すべき問題だと思っております。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 議長。

○議長（塙野芳美君） 先ほどからいろんな方のいろんな答弁で、町と相談します、町と相談しますと言っているのですけれども、本当に町は、ではそれを望んだらやってくれるのですか。ただ、相談して、それはだめだよと言うのですか。何か私、町当局から聞いていると、国は町と相談してと言っているのだけれども、逃げているんだと。そういう面が相当多いと思うのです。本当に町がそういうことを要望したらば、そういう微妙な部分に対しては、相当な割合で聞いてくれるのですか。

○委員長（渡辺英博君） 環境省。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） そこは、不誠実に聞こえたということであれば、大変申しわけないと思っております。本当に今回の事故で、それに伴う被害というのはなかなか、それまで政府準備してきては何もないです。本当にいろんな想定外のことが、いろんなことが起きていますので、個別にいろんなことご相談しながら、決めていかざるを得ないと思っております。最初のほうでも、町被災者の立場に立っている、身になっているということもありましたし、ご指摘あったとおり、そこはそのつもりで環境省で調整させていただいていると思います。だから、我々は法律の上で仕事はしなければいけないのでしょうけれども、その範囲でとにかく誠実に対応していきたいというふうに思います。

○議長（塙野芳美君） もちろん法律はわかりますけれども、法律というのは一から全部書いてあるわけではないから、いろんな幅ありますよね、それに対しては、本当にですから町が相談したときに、それをある程度、完全とは言いませんけれども、本当に聞いてくれるのですかと確認だけさせてください。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） それは、もちろん法律の運用で、我々できるところはできるだけそういう立場に立って、被災地の皆様の立場に立って対応したいと思っております。

○委員長（渡辺英博君） 答弁漏れがありますので。

若松専門官。

○福島環境再生事務所放射能汚染対策課専門官（若松佳紀君） 富岡町のスポーツセンターについてなのですけれども、まだ具体的な活用の仕方というか、決まっていないというところが現状でして、今富岡町のほかのエリアの業者のはうは決定しているところなのですけれども、同意説明を進めて、同意取得をして、ようやく除染の作業という形になってきますので、まだ業者のはうにも具体的に、では町のはうに人が、作業員が入るのはいつなのかというと、もうちょっと時間がある状態ですので、そこら辺今後業者とも、あと当然町の担当部署のはうとも調整をして進めていきたいというふうに考

えております。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 審議官。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） 生涯100ミリ、それについてお答えできる知識というのか環境省でちょっとお答えできるあればないのでございますが、20ミリシーベルトを下回れば避難を解除することができるというのを決めるに当たりまして、そこも議論した上で決めておるという理解をしておりますが、といいますのは、これは環境省としてというよりも、ちょっと個人的なあれになりますが、一遍に100ミリ浴びる場合の話と徐々に浴びる場合では、やはり健康リスクも違ってくるというような議論があるというふうに聞いております。ただ、そこはちょっと済みません、これ今は個人的な発言で大変恐縮なのでございますが、そういう議論を経て、一応そういうことになっておりますが、先ほど申し上げましたように、帰還に向けてこの線量の考え方をきちんと整理し直すというふうな議論なされておりますので、そこでは一つ一つ考慮されることだと考えております。

○委員長（渡辺英博君） 遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） まず、解体のほうについてはわかりました。議長からのお話もあったように、町の当局という、なるべく附属屋だけ残されても困ってしまいますので、附属屋はやはり同じように解体してもらう方向で考えていただきたいということで、これは要望にしておきます。

それから、スポーツセンターの件なのですけれども、スポーツセンターと一概に言っても、グラウンドから建物までいろいろあるわけですが、体育館もありますし、いろんなものがあるのですが、先行除染をしてきれいになっているわけですが、例えば施設の中はどういうふうに使う考えでいるのか、その辺どういうふうに考えているかちょっとお聞かせください。

それから、年間100ミリに関しては、一遍に100ミリ浴びたら、それは死んでしまいますので、僕が言ったのは、生涯100ミリに対して、例えば僕らが帰った、先ほどの1ミリまで下げてくれるの話に似たりよったりというか、同じような感じなのですけれども、仮に帰ったとして、帰ったとしたら10年で生涯100ミリになってしまふところに帰れと言っているのか、帰そうとしているのか。そういうことも含めて、健康リスクがふえているというふうになっている、生涯の100ミリというのもぜひきっと考えの中に入れて、次からのときには生涯のところも含めて説明資料をちょっとつくっていただきたい。これは、きょう、あしたの話ではないので、次からはきっと、1年間だけではなくて、生涯のことも含めて我々の帰還の除染の目標をきっと出してほしいということで要望します。

スポーツセンターのほうのことは、ちょっとお答えください。

○委員長（渡辺英博君） 若松専門官。

○福島環境再生事務所放射能汚染対策課専門官（若松佳紀君） 今おっしゃいましたとおり、スポーツセンター先行除染を行っておりまして、野球場のグラウンドのほうには、先行除染で出てきた除染廃棄物が一時置きをされている状態なのですけれども、あとグラウンドと建物、体育館、ドームとい

つたものがあるわけなのですが、先ほどちょっと申し上げたとおり、やはりまだその施設のどこをどのように本格除染で活用していくのかというところまでまだ決まっていない状況でして、今後業者のほうと詰めて、再度ご相談したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） では、仮にでもいいですが、室内を使った場合、その室内が除染を作業してきた人の放射能で汚染されるということはないような形できちっとできるのか。それとも、室内には除染作業員は入れないという方向でいくのか、そこだけ教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 若松専門官。

○福島環境再生事務所放射能汚染対策課専門官（若松佳紀君） 室内を使う、使わないの話も、ちょっと今お答えできないところなのですけれども、もし仮定ですが、室内を使わせていただく場合も、もちろん除染の作業員は外部からの放射性物質を持ち込まないように、スクリーニングをきちんとさせるようにいたしますし、また再度お返しする際には、当然再度全て除染というか、掃除、きれいにして、もとどおりきれいな状態で返すような、そういう指示をしていますので、その辺をご理解していただければと思います。

○委員長（渡辺英博君） そのほかありませんか。

10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 今の関連から話させてください。

スポーツセンター施設を使う、使わない、これは議論が逆なのです。町に貸してくださいときちんと議会に上げてきて、貸しますよという決議いただいてから議論すべき問題だと思うのです。あなたたち、借りたような気になっていますけれども、誰も貸すなんて言っていないですからね。そういう話が上がってくれば、もちろん皆さん賛成すると思います、私も賛成します。最終的には、減免措置で多分ただで借りられるのかなと思います。そういう順序を踏んでください。それで、そういう順序踏むに当たって、あなたたち何をとってもまだ決まっていない、まだ決まっていない。本格除染が2ヶ月後に始まろうとしているときに、今考え、そのくらいに思っているのかなと思うのですけれども、それだったらきっちと用途を、こういうふうに使いたい、ああいうふうに使いたい、貸してくださいと進めなくてはならない。鹿島さんが環境省さんから落札してからもう1ヶ月半になりますね、40日くらいになりますね。何も動きないです。その辺をぜひ順序を踏んでやっていただきたい。

あと区長会からの申し入れによって、各行政区単位で説明会を開く、区長さんが要望したのであれば、それはそれで私は異論はないのですけれども、区長さんが要望したとすれば、環境省さんの名前が前面に出るように、区長さんの名前も出たほうが集めやすいし、では、区長さんどうやって人集めしたらいいですかくらい相談して、決まっているのであれば私は異論はないのですけれども、本来の形だと、8番さんが言ったように、例えば2カ所でやるとすれば、いわきで3回、郡山で3回、行政区単位別、あなたたち行政区単位でやりますと言っているながら、よその人來るのは自由にいいですよと

それだったら何も混合でいいでしょう。やっぱり人に言わされたからああだこうだではなくて、町民の人はどういう形が一番集まりやすいかというニュアンスがあるわけですから、8番さんが言ったように、青森のほうから来るには新幹線でここに来たほうが速いし、常磐線捨てたものではないですけれども、常磐線でとことこ乗りかえて走ってくるよりは、そのほうがはるかにいいと思うのです。そういうことを十分町民の側に立って、きっちと答えを出してください、それ言わされたからこうする、ああするでは、町民なんか恐らくほとんど来ないですよ、そんな集め方しても。その辺を再度町に協力してもらって、区長さんと連携とって、早急に私は答え出してもらって、1人でも集まつていただくことを要望します。

あと線量の問題、先ほど議長の質問に答えたのでありますけれども、我々富岡町なのですね、20キロ圏内なのです。20キロ圏外のデータ持ってきたって始まらないのです。あなたたちは、3.11の事故後、9月だか10月から試験除染と称して、どういう形でやつたらどのくらい下がるか、試験除染と称して好き放題やってきているのです。我々がわからないうちに、あれ学校除染している、あれ文化センター除染している、それが作業員の休憩所の先行除染だったのだ、そんなこと誰も聞いていないです。だから、除染したところを見ると、作業員の休憩所としての試験除染と思われるところは、多分文化センター近辺の施設だけしか我々はそうとれないです。学校なんかそんな考えは、私は間違っていると思いますから。我々議会の中では、中学校、小学校除染しているのだが、子供来年から帰すのかな、そのくらいの頭しかありませんでした。

そういうことで、この最低富岡町の会議に臨むときには、富岡町のデータ持ってきてください。富岡町のデータもきっちりあるはずですから、試験除染やっているはずですから。それを低いところのデータ持ってこられたってどうにもならないということです。その辺はぜひ今後お願いします。答弁できるところだけでいいですから、答弁してください。

○委員長（渡辺英博君） 審議官、お願いします。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） 今いろいろご指摘いただきましたことは、しっかり受けとめまして対応させていただくようにしたいと思います。きょう参りまして、本当に貴重なご意見をいただきましたし、お叱りも受けましたし、問題点のご指摘もいただきました。本当に大変重要だと思いましたのが、町と調整してというようなことを繰り返し申し上げると、またお叱りを受けたりもいたしましたが、やはり地元の本当に今されておられる皆様のお気持ちを、ちゃんと我々はわかって対応していくと。これをつないでいただいているのが町であり、議会であるというふうに思いましたので、本当にきょうのご意見、受けとめさせていただきまして、対応していきたいと思いますが、本当に今後ともご指導お願いしたいということをお願いいたしまして、私の答弁といたします。

○委員長（渡辺英博君） 最後に、復興庁のほうも意気込みひとつよろしくお願ひします。

○復興庁参事官（坂井和也君） 済みません、答弁きょうも至らない点が大変恐縮でございます、申しわけございませんでした。きょういただきましたご意見、それから町のほうからもいろいろご意見

いただいてございますので、被災者の方の立場に立ちまして、復興庁としても富岡町の復興につきましてできる限り精いっぱい努力してまいりたいと思いますので、今後ともご指導のほどよろしくお願ひしますと思います。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

○10番（渡辺三男君） 家庭ごみの搬出なのですけれども、私所管の委員長として、これ本来9月14日から始まる予定でしたのですけれども、環境省の説明聞いていないということで、ここに地権者、うちの委員会に地権者も2人いるものですから、ちょっと保留した点あって、持ち込みが、収集がおくれたのですけれども、町民は待っていますから、早急にやって、始まつていいですよという了解、はつきりもらってください。そうでないとまた騒ぎになってしましますので、多分十分了解したと思いますので、ぜひお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 環境省。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） 大変ありがたいお話をいただきました。ぜひ本当に、そこは一日も早くこちらとしてもやらせていただきたいと思っておりますので、ぜひ皆様方のご了解をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 8番、黒沢英男君。

○8番（黒沢英男君） 先ほど言った、もう2カ月前から同じ、事前モニタリングの調査をするということを言っていたながら、いまだかつてしていないのですけれども、持ち込む前にもうやってください、これが条件です。

○委員長（渡辺英博君） 環境省。

○環境省大臣官房審議官（平岡英治君） それは先ほどお答えしたとおり、確実にやらせていただきます。

○委員長（渡辺英博君） 5番、渡辺光夫君。

○5番（渡辺光夫君） 今までいろいろ大変復興、復旧のために頑張っているのはわかるのですけれども、やはり仕事というのは、いろんな関連があると思うのです。ところが、今ここに来て環境省さん、復興庁さんは、持ち帰らないとわからないようなことをしているのです、全て、答えられないというか。要するに、ここに来る以前にこういう諸問題、きょうのこの環境省から出されているいろんなこと、もちろろん対しても、どういう問題があるかということを探って、やはり連携をとって、福島県には復興庁大臣もいるわけですから、そういうところと連携とりながらも、やはり関連で仕事していくかないと、これいつになってもこれ押し問答で行ったり来たり、行ったり来たりになって、実際先週9月10日でしたかやって、また同じような動きでまた戻しているような状況になっているのかなというふうに受けられますよね。ぜひそういうことを、やはり関係省庁と連携をとって、持ち帰つてからやるのではなくて、ここに来る前に、以前に、ある程度のことはもう自分たちで問題点を探って、そしてやっていくということをしていかないと、いつになってもこれ押し問答で同じことの繰り返し

ではないかと思いますよ。私は、ですから例えば地権者として、そのところにごみ処理するのもいいのですけれども、それはやはり立ち会いのもとにちゃんとした測定をしていただきたい、そしてまた仕事中、要するに施工前、施工中、施工後の仕事をちゃんとしていただきたい。というのは、返しました、今までこうでしたらこの程度でしたということであれば、それはそれで、ああ、そうですかということになってしまふのね。必ず写真とともに、例えばです、仕事する場合は施工前、施工中、施工後の写真を添付してやるとか、そういう、要するに地域住民というか、皆さんのが安心安全というか、安心する仕事をしていただきたいという、お願いします。

○委員長（渡辺英博君） 答弁求めますか、要望ですか。

○5番（渡辺光夫君） 要望でいいです。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 以上で付議事件2を終了といたします。

平岡審議官、坂井参事官を初め、各省庁の皆さん、大変お疲れさまでした。

暫時休議いたします。

休 議 (午後 4時04分)

再 開 (午後 4時06分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

その他を議題といたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） その他を終了いたします。

以上で原子力発電所等に関する特別委員会を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 (午後 4時06分)